

## 令和7年第3回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月6日(金)	
○開会	5
○開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
○町政に対する一般質問	9
7番 関口雅敬君	10
5番 村田徹也君	19
1番 鈴木日出男君	32
9番 新井利朗君	35
2番 板谷定美君	38
8番 大島瑠美子君	41
○町長提出議案の報告及び一括上程	44
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	45
・議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する 条例	
○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	46
・議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	48
・議案第28号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第29号 工事請負契約の締結について	
○発言の訂正	66
○議員派遣の件	66
○議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件	67
○字句の整理	67
○閉会について	67
○町長挨拶	68
○閉会	68

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第63号

令和7年第3回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年5月30日

長瀬町長 大澤タキ江

1 期 日 令和7年6月6日（金）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	鈴	木	日	出	男	君	2番	板	谷	定	美	君
3番	野	原	隆	男	君		4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君		6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君		8番	大	島	瑠	美	子
9番	新	井	利	朗	君							君

不応招議員（なし）

## 令和7年第3回長瀬町議会定例会 第1日

令和7年6月6日（金曜日）

### 議事日程（第1号）

1、開会

1、開議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関口雅敬君

5番 村田徹也君

1番 鈴木日出男君

9番 新井利朗君

2番 板谷定美君

8番 大島瑠美子君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	鈴	木	日	出	男	君	2番	板	谷	定	美	君
3番	野	原	隆	男	君		4番	岩	田	務	務	君
5番	村	田	徹	也	君		6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君		8番	大	島	瑠	美	子
9番	新	井	利	朗	君							君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大澤	夕	江	君	副町長	飯塚	寛	君	
教育長	井深	キ	子	君	総務課長	染野	明	君	
企画財政長	橋本	道	身	君	会計課 監理者 兼務会計 課長	福嶋	俊	晴	君
町民課長	朽原	明	樹	君	福祉介護課 長	内田	千栄子		君
健康課長	福島	身	樹	君	産業観光課 長	常木	真人		君
建設課長	村田	陽	也	君	教育次長	熊谷	昌史		君

事務局職員出席者

事務局長 前沢克之 書記 中畠康雄

## ◎開会の宣告

(午前 9 時)

○議長（関口雅敬君） 皆さん、おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は 9 名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 3 回長瀬町議会定例会を開会いたします。

---

◇

---

## ◎開議の宣告

○議長（関口雅敬君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由にお願いします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内の水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏な発言があった場合は、後刻、記録を調査の上、措置いたします。

また、議員及び参与席にご着席の方々につきましては、会議中に席を離れ、やむを得ず議場外へ退出する場合は、挙手の上、議長の許可を得て行うようお願いいたします。

---

◇

---

## ◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（関口雅敬君） 本日の会議において地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

---

◇

---

## ◎諸般の報告

○議長（関口雅敬君） ここで、諸般の報告をいたします。

まず、前回の定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

3月14日に長瀬中学校で卒業式があり、議長、岩田務君が出席しました。

3月17日に宝登山神社で招魂社春の慰靈祭があり、議長、岩田務君が出席いたしました。

3月24日に長瀬第一小学校で卒業式があり、議長、岩田務君が出席いたしました。

3月25日に長瀬町役場で令和6年度まち・ひと・しごと創生総合戦略効果検証委員会があり、議長、岩田務君が出席いたしました。

3月26日に小鹿野町役場で秩父地域議長会第4回定例会があり、議長、岩田務君と副議長、野原隆男君が出席しました。

3月27日にちちぶ定住自立圏関係者懇談会があり、議長、岩田務君が出席しました。

4月1日に長瀬町役場で辞令交付式があり、議長、岩田務君が出席しました。

4月3日に宝登山神社で宝登山例大祭があり、議長、岩田務君が出席いたしました。この例大祭には、

大島瑠美子君、野口健二君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

4月8日に長瀬中学校で入学式があり、議長、岩田務君が出席しました。

4月9日に長瀬第一小学校で入学式があり、議長、岩田務君が出席しました。

4月14日に長瀬町役場で令和6年度道議連・水森議連・観光議連監査があり、副議長、野原隆男君が出席しました。

4月19日に小鹿野町で小鹿野春まつりがあり、議長、岩田務君が出席いたしました。

4月22日に長瀬町役場で岩畳リフレッシュ大作戦第1回全体会議があり、議長、岩田務君が出席いたしました。

4月22日に小鹿野町役場で令和7年度秩父地域議長会定期総会及び正副議長歓送迎会があり、議長、岩田務君と副議長、野原隆男君が出席しました。

5月12日に正副議長就任挨拶回りで副議長の大島瑠美子君と出席しました。

5月16日に養浩亭で長瀬町消防団歓送迎会があり、出席いたしました。

5月19日に秩父地域振興センターで令和7年度道議連・水森議連・観光議連第1回役員会があり、副議長の大島瑠美子君と出席しました。

5月20日長生館で長瀬町商工会通常総代会及び懇親会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。

5月22日に皆野文化会館で皆野長瀬農産物直売部会第11回通常総会があり、出席いたしました。

5月23日に中学校校庭で中学校体育祭があり、出席しました。

5月25日に秩父ミューズパークで第76回全国植樹祭があり、出席いたしました。この植樹祭には新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、岩田務君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

5月27日に長瀬町役場で岩畳リフレッシュ大作戦第2回全体会議があり、副議長の大島瑠美子君が出席いたしました。

5月27日に養浩亭で長瀬町観光協会懇親会があり、出席しました。この長瀬町観光協会懇親会には、経済観光常任委員長の野原隆男君も出席しております。

6月2日に埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会令和7年度臨時総会があり、出席しました。

6月3日、岩畳リフレッシュ大作戦があり、出席いたしました。この岩畳リフレッシュ大作戦には、新井利朗君、大島瑠美子君、野口健二君、村田徹也君、岩田務君、野原隆男君、板谷定美君、鈴木日出男君も出席しております。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員からの報告をお願いいたします。

新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 皆さん、おはようございます。秩父広域市町村圏組合議会議員として議会の状況を報告させていただきます。

5月22日に全員協議会がクリーンセンターで行われました。その際、5月15日に理事会があり、その理事会の席上、管理者が横瀬町長の富田能成さん、それから副管理者に清野和彦さんが就任することが決まりました。また、22日にその報告がありました。

続いて、その22日の全員協議会でありましたけども、主なことで言いますと、一番関心の高い水道事業に関してのことございます。昨年12月に料金値上げに関して答申されましたことについて、理事会等で

話合いした結果、51%料金値上げの答申があったということでありましたけども、それが理事会で36.1%の値上げにしていきたいというような話合いが行われたというところであります。そのことにつきましては、7月から水道ビジョンパブリックコメントを実施します。それから、10月、住民説明会で、長瀬町につきましては10月15日が予定されております。その後、11月に給水条例の改正が提出されて議会審議されます。そして、最終的には4月1日付で料金改定がされる予定になるということの報告を受けました。

続きまして、5月29日、秩父市議場におきまして定例会が開催されました。その定例議会の内容につきましては、専決処分が1つあります。これは職員の勤務時間とか休暇、それから育児休業等に関する改正でございます。

それから、議案第9号として刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例ということで文言の修正のこととございます。

それから、第10号として広域市町村圏組合一般職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

それから、議案第11号 広域組合監査委員の選任についてという議題が提案され、全て総員起立で可決、承認されております。

以上、秩父広域市町村圏組合議会からの報告をいたしました。ありがとうございました。

○議長（関口雅敬君） 次に、皆野・長瀬下水道組合議会議員からの報告をお願いいたします。

板谷定美君。

○2番（板谷定美君） おはようございます。令和7年第1回皆野・長瀬下水道組合議会が3月18日に招集され、野口議員、野原議員、鈴木議員と出席いたしました。

内容は、組合の事務事業に対する一般質問が2件ありました。これは皆野町議員からの意見でございます。それと法律の施行に伴う関係条例の一部改正する条例が2件ございます。同じように刑法に関するここと、それと条項の移動に関することが2件ございました。それと条例の一部を改正する条例が3件ございました。これは勤務時間及び休日及び休暇に関するここと、育児休業に関するここと、給与に関する関係することの3件でございます。

次に、令和6年度下水道事業会計補正予算が1件、令和7年度事業会計予算1件、計7件の議案が提出され、いずれも満場一致で可決されました。

また、議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、議員発議があり、可決されました。

以上、令和7年第1回皆野・長瀬下水道組合議会の報告をいたします。

○議長（関口雅敬君） 次に、監査委員から前年度基金監査及び例月出納検査における令和7年2月から令和7年4月分までの結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◇

### ◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。

本日ここに令和7年第3回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多忙の中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5月25日には、第75回全国植樹祭が秩父ミューズパークにおいて天皇陛下をお迎えし、厳肅かつ華やかな雰囲気の中、盛大に執り行われました。私もこれまで幾つかの植樹祭に参加してまいりましたが、今回ほど感銘を受けたものはございませんでした。陛下によるお手植え、そして自然への深い思いが込められたお言葉に会場全体が大きな感動と敬意に包まれました。改めて自然と共に生きるという日本人の心を感じる、まさに記憶に残る式典でございました。

また、長瀬町では新緑の季節を迎え、多くの観光客の皆様にお越しいただく季節となりました。このような中、6月3日には議員各位をはじめ、町民、観光関係者、行政が一体となって岩畳リフレッシュ大作戦を実施いたしました。あいにくの雨模様でございましたが、多くの方々にご協力をいただき、広く岩畳があらわになり、そして大変きれいになり、無事に成功を収めることができました。自然の恵みと観光資源を守るこの活動は、町の誇りを再認識する貴重な機会となりました。名勝及び天然記念物「長瀬」指定101年目の新たな一歩を踏み出すことができましたこと、改めてご協力をいただいた全ての皆様に感謝を申し上げる次第でございます。

全国植樹祭と岩畳リフレッシュ大作戦の2つの行事を通じて、豊かな自然環境を未来へつないでいく責任を改めて自覚をした次第でございます。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、企画財政課関係について申し上げます。

総務省の地域活性化起業人制度を活用し、パブリックタレントモビリティ株式会社様と協定を締結し、長瀬町としては初となる地域活性化起業人が5月1日より着任しました。着任された友田紗奈江さんには民間企業におけるノウハウや知見を生かし、長瀬町の情報施設やデジタルトランスフォーメーションの推進にご協力をいただきます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。

毎年、春の恒例事業となっております観光協会によるライトアップイベントが3月20日の岩田桜を皮切りに4月4日から北桜通り、4月26日から月の石もみじ公園の青もみじのライトアップが行われました。

また、花の里づくり実行委員会やボランティアの皆様のご協力により実施しております花の里のハナビシ草園は多くの観光客の皆様にご来場をいただいております。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、条例の改正案2件、補正予算案1件、契約の議決案1件の合わせて4議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。



### ◎議事日程の報告

○議長（関口雅敬君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。

---

◇

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（関口雅敬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

6番 野口 健二 君

8番 大島 瑠美子 君

以上の2名を指名いたします。

---

◇

---

### ◎会期の決定

○議長（関口雅敬君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9日までの4日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9日までの4日間に決定しました。

---

◇

---

### ◎町政に対する一般質問

○議長（関口雅敬君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力をいただきますよう、特にお願いを申し上げます。

また、質問時間は1人につき60分以内でお願いいたします。

今回は、7番、関口雅敬、5番、村田徹也君、1番、鈴木日出男君、9番、新井利朗君、2番、板谷定美君、8番、大島瑠美子君、以上の6名から通告されております。

なお、一般質問の順序はお手元に配付しておりますので、一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたしますが、1番目は私ですので、議長席を大島副議長に交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（大島瑠美子君） 議長を交代いたしました。

7番、関口雅敬君、質問を許します。

○7番（関口雅敬君） では、通告に沿って質問をいたします。

選挙の投票所について、総務課長にお伺いをいたします。3月議会でも質問しましたが、井戸及び風布地区の投票所が井戸風布地区集会所から井戸農村センターに変更する件に関して、このことを知っている住民が少なく、周知が十分でないと感じます。このままでは選挙当日に混乱を生じるばかりでなく、投票率の低下も懸念されることから、投票所の変更に関して次の点について伺います。

1番目、町は投票所変更の意向について、関係する区長に対していつ頃伝えたのか。

2番目、町は投票所の変更に関する是非の確認や問題点の洗い出しをするため、意見の聴取や話し合いの場を関係する区長に対して実施したのか。実施したのであれば何回話し合いの場を設けたのか。

3番目、町は投票所の変更に関する周知を図るため、広報紙による周知のほか、住民説明会などを開催する意思はあるのか。

4番目、投票所を変えることにより投票率が低下することが考えられますが、町は何か対策をする考えがあるのか。

5番目、投票日に投票所である井戸風布地区集会所に行ってしまう方がいると思うが、選挙当日は投票所に何か案内を掲示するのか伺います。

6番目、新たな投票所となる井戸農村センターは、投票所として利用するため、何か改修を実施するのか伺います。お願いします。

○副議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員の選挙の投票所についてのご質問にお答えいたします。

まず、（1）、町は投票所変更の意向について関係する区長に対していつ頃伝えたのかについてお答えいたします。

関係する区長には投票所変更に要する経費の予算成立後の令和7年3月議会終了後にお伝えいたしました。

次に、（2）、町は投票所変更に関する是非の確認や問題点の洗い出しをするため、関係する区長に意見の聴取、話し合いの場を何回設けたのかについてお答えいたします。

従来の投票所である井戸風布地区コミュニティ集会所は駐車場が狭く、傾斜もあり大変危険だというご意見がこれまで投票に来られた町民や選挙事務従事者から町及び選挙管理委員会に以前から届いておりました。また、建物の構造や場所が影響しているのか、空調の効きがあまりよくなく、投票に来られた方はもちろんのこと、12時間にわたり選挙事務に従事するのは大変だとのご意見もいただいておりました。その他、投票所内も手狭であることから、衆議院議員総選挙など複数の選挙を同時に執行する場合には、車椅子の方が余裕を持って通るスペースの確保は難しく、投票用紙の交付から投票箱への投函までの動線も複雑になってしまい、混乱する方も見られました。このようなことについては、町及び選挙管理委員会も懸念事項としているところであり、井戸上郷区の美しいむらづくり井戸農村センターに変更できないかと考えていたところでございます。そこで、昨年9月には選挙管理委員会及び事務局職員で井戸農村センターを現地確認させていただきました。その結果、駐車場の安全面、施設の環境面等を考慮し、投票所を井戸農村センターに変更することが望ましいとの結論に至りました。新たな投票所となる井戸農村センターの課題としましては、エアコンがないこと、入り口付近に段差があることなどがございました。この件につきましては、令和7年度当初予算で今後改修してまいります。

なお、投票所変更の是非の検討前には、変更に伴う該当有権者の新たな投票所までの距離についても検証させていただいております。井戸下郷区の最も遠い方で約2.3キロメートルであり、昭和44年の旧自治省選挙部長通知による投票所の設置基準は満たしております。

関係する区長さんには、今年の3月中に直接または電話でこれまでの経緯や課題と投票所の変更等について丁寧にご説明をし、ご賛同をいただいております。その際、区長さんからは話し合いの場の設定のご要望は出ませんでしたので、話し合いの場という形は取っておりません。

次に、(3)、町は投票所の変更に関する周知を図るため、広報紙による周知のほか、住民説明会などを開催する意思はあるのかについてお答えいたします。

まず、「広報ながとろ」5月号に投票所変更に関する記事を掲載いたしました。同6月号においても、町長選挙に関する記事に合わせて投票所が変更になる旨の記事を掲載いたしました。また、関係する行政区に対して、6月初旬に区長回覧による広報も行いました。

なお、投票所変更に関する住民説明会は予定しておりません。

次に、(4)、投票所を変えることにより投票率が低下することも考えられるが、町は何か対策をする考えがあるのかについてお答えいたします。

選挙権は、よりよい社会づくりに参加できるように定められた国民の最も重要かつ基本的な権利です。そのため、選挙管理委員会では投票所変更の有無にかかわらず、これまで町広報紙への記事の掲載、町ホームページやフェイスブックによる周知広報、防災行政無線を活用した投票の呼びかけ、高校生や大学生などの若者に投票立合人を依頼して選挙の啓発を図るなど、有権者に投票を呼びかけてまいりました。また、投票日当日に投票所に行くことが難しいと見込まれる方は、ご都合のよいときに期日前投票することができますので、期日前投票による投票もご案内しております。今後も積極的に広報啓発に取り組んでまいります。

次に、(5)、選挙当日は旧投票所に何か案内など掲示するのかについてお答えいたします。

選挙管理委員会では、旧投票所である井戸風布地区コミュニティ集会所の入り口等に投票所変更の案内のチラシ等を掲示させていただく予定でございます。

次に、(6)、新たな投票所となる井戸農村センターの改修についてお答えいたします。

6月下旬までにはエアコンの設置、入り口付近の段差を解消するためのスロープの設置を行ってまいります。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口議員。

○7番（関口雅敬君） いろいろお答えをしていただきました。私が井戸の上郷、中郷、下郷のいろんな方とお話をしたところ、3月の中旬でした。私が前回の3月議会の機関紙を配布しながら意見を聞いたというその3月の中旬頃は、井戸の中郷区民の方あるいは下郷区民の方、またその中郷、下郷でのかなりの方々に意見を聞いたところ、変わるのは知らないと、区長だけは町から言われて区長は了承している。では、そのうち区の集会でも聞いて我々にもその説明があるのだろうという話でした。その後、私も聞いて歩いたところ、集会はなしと。今年のある新区長です。前区長が3月までやって、4月から新しい区長になったと。新しい区長に話をしたところ、行き合う人には話をしています、こういう答えでした。行き合う人に区長が話して全員に行き合うのならいいけれども、そういう広報の仕方を私は肌で感じました。かなりの方が、では、いいや、行かなくてもと言う人もかなり多いです。今朝も私は散歩で帰ってくるときに2名の方から投票所が変わったって広報に載っていて見たのだけれども、ああ、いいや、私は行かないか

らという、その2名もいました、今朝。広報を見て行かないという判断を下した人だったのだけれども、そんな程度です、課長。

駐車場の問題、あるいは今まで、もう私が井戸に引っ越したのは昭和40年の終わりから50年の初めだったのだけれども、その当時から中郷の集会所は井戸風呂のみんなが集まっていろいろ話をしたり、私も自分の地元の公民館のようにやってきました。上郷の農村センターができたからと言っても、やっぱり井戸風呂の集まりはあそこでやるということで来ていましたから、今回なぜこういうふうになってしまったのかなと思いながら何点かまた再質問します。

駐車場の問題、空調の問題が役場ではそこが着眼点なのだと思うのです、駐車場の問題。それは区民の方もあそこの駐車場は狭いやなというのはほとんどの方が言っています。だけれども、役場がそういう感じをしたのがいつだったのか。12月の議会で議員から一般質問が出て、もう3月で変えるという話になる前に、なぜ長瀬町役場としてその中郷の駐車場が狭い、空調があまりよくなかったらなぜ対処しなかったのか、その点お答えください。

それから、私が思って変える原因はやっぱり駐車場の安全問題だと思うので、そこを役場が危ない危ないと思っていてずっとスルーしてきて、急に変えることになったように私は感じるので、特にそこをお願いします。

それから、投票所を変更して距離が2.何キロ、範囲内だから満たしているという話でありますけども、今まで第5投票所ですか、あそこは井戸の方々は中郷に行くとなると、そんなに距離長くないのです。それが今度上郷に行ってしまうと、下郷の方はその範囲内だから大丈夫だと役場は言うけれども、それは役場のほうがやりやすいだけの、民意を反映していないと。私は結構です、近くになりましたから、歩いても行けます。だけれども、今この長瀬町は人口形態を見ると、お年寄りがすごく多いのです。私が回って歩いてみても、ここの家も独り暮らしか、ここも独り暮らしかという、ようやく何とか生活を一生懸命やっている姿を見て、投票所がこういうふうに変わったのではなとつくづく思うのです。例えば今後、移動投票所をこういう試しにやるのではなくて、やってみたらいかがですか。例えば期日前投票もやっているという話だったのだけれども、期日前投票も例えば井戸で試しにやってみてください。下郷地区の方は何日の日に期日前投票で集会所前に移動が行きます、中郷の方は何日に期日前投票できますよで、移動するアイデアを持っていないですか。そのぐらい配慮をしてやってください。

上郷の農村センターに先ほど言ったようにスロープをつけなくてはだと。あの広間にエアコンをつけるのは、課長は言っていましたね、ランニングコストが随分かかってしまうと。私が話したのは覚えてますよね。その後、町でそれをつけるとなったら、ランニングコストを役場で見てくれるのですよね、そういうの。そこまで私が聞いておかないと、広間を冷やすための大きなエアコンをつけて、ランニングコストは区に任せる、これではおかしな話だと思うので、それを聞いておきます。

改修する費用あるいはエアコンをつける費用等で総額どのぐらいお金がかかるのか、ここで発表してください。そのもとは町の財源で全部やるということなのかどうかをお聞きをしたいと思います。

いろいろ質問したのだけれども、アイデアの移動投票所、エアコンの問題あるいは和室なのでそれを投票所にするのだったら土足で皆さん上がっていくのだろうから、例えばもう床に全部改修する気もあるのかどうか。もう一度、今言った何点かお答えお願ひいたします。

○副議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、駐車場の件かと思いますが、以前から町としては懸念事項としていたのかというご質問でございますが、先ほどでも答弁させていただいたとおり、かなり以前から町としても懸念事項とはしていたところでございます。また、多くの地区の住民の方からも危険なので変えてほしいというご意見は、以前からかなりいただいておりましたので、選挙管理委員会の中で定例の会議を開くたびに何とかできないかということは話し合っていたところでございます。その中で先ほど答弁させていただきましたとおり、昨年9月には現地視察等もさせていただいた、スロープとエアコンの問題が解決できれば問題なく使えるだろうという判断をさせていただいた、選挙管理委員会の中で決定をさせていただいたところでございます。

また、なぜ町のほうでは懸念にしていたのかというところでございますが、数年前には特に井戸中郷区の集会所に来た方が縁石に乗り上げてしまって車のタイヤをパンクしてしまったなんていう方もございました。大きな事故が起こる前にこれは変えた方がいいということの判断を選挙管理委員会でもさせていただいたところでございます。

また、そのほかにも地区の方からは駐車場が危ないという話のほかにも、遠くの方で足の悪い方に関しては、むしろ逆に今はご家族の方等に乗っけてきていただいて来ることが多いので、むしろ平らな駐車場のほうが来やすいというようなご意見もあったので、距離が遠くなつたとしても農村センターのほうがいいというようなご意見もかなり多くいただいたところでございます。

また、空調の問題につきましては、中郷のほうも空調はあったのですけれども、先ほど言ったとおり場所の問題なのか、その建物の構造の問題なのか、かなり効きが悪いということで、夏場の選挙等はスポットクーラー等も使わせていただいたのですけれども、それでもかなり暑いということで、投票に来られた方も暑いねというようなお話はいただいたところでございましたので、なかなか根本的な解決は難しいところでございますので、新たな農村センターでエアコンを設置したほうが、よりそこの問題が解決できるのではないかというふうに判断をさせていただいたところでございます。

あと距離が遠くなつたことによって移動投票所等を検討できないかというお話だったかと思うのですけれども、移動投票所を設けるためにはかなりの機器を導入しなければならないという問題点がございます。いわゆる二重投票ができないように気をつけなければいけないところが一番の問題点でございまして、例えば町のほうで設置している期日前投票所と車で移動して投票所を設けた場合、なりすまして二重投票されてしまうということが一番心配なわけでございまして、それを解消するためには同時に投票した人がすぐ消し込めるようなシステムを導入しなければならないということになります。そうしますと、その経費が、ちょっとすみません、私のほうで今どのくらいかかるかは分からぬのですけれども、かなり高額なシステムが必要になるというふうなお話は聞いてるので、なかなか導入には踏み切れていないところでございます。

あとエアコンを設置した場合のランニングコストの話だったかと思うのですけれども、ほかの投票所でも区の集会所等を借りている場合には、区のほうに光熱水費ということで謝礼をお支払いさせていただいているところでございます。以上でよろしいでしょうか。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 課長、駐車場問題がもう長くいろんな方から苦情が出ていて、なぜ降って湧いたようにこの話がこのように進んでしまうのか。あの投票所はずつと使っているのだから、そういう苦情があったりなんたりしたら、ただ考えていましたというのはいつでも言えますよね。いつだって、誰だって。

なぜ、そういう苦情が多かったり、危ない、危険だなと思っていたら、町は何で今までそういう、これ降って湧いたように出ている話です。課長、ちょっと聞いていてください、私とやっているのだから。ほかの人は話しあなくて結構だから。課長、危ない危ないと言っていて見ているだけで何も対処しないでいて急にやりました、いろいろな方から言われましたと言っているけれども、私が機関紙を一軒一軒配って、いらない家は聞けませんよ。でも、ほとんど年寄りでいる家はピンポン押して話ししてきたのだけれども、そういう苦情がそんなに言っているのだったら、もっと早くいろんな方がそういう情報を知れているのではないか。確かにあそこは駐車場が危ねえやなと言う重鎮の方もいました。だけれども、それは急に降った話だろうという話で、これから区長に集会があつたら俺も言うよと言っている人もいるので、私もそう思っているのです。駐車場が危ないのであれば、なぜ今まで放っておいたのか。中郷の集会所の裏は、もう何も使っていない畠があるのです。なぜああいう場を駐車場にしてしまわないのか。臨時にでもできるのだから臨時だって私にやれと言われたらすぐやります。

だから長くいろいろ議論して、ここがいいやなと決まったのだったら私もしようがないと思うのだけれども、私も急に降って湧いたように、例えば井戸の上郷区で区のお金でエアコンをつけたい。では、町の区長会で区長がはっきり言いなさいよと言ってやった話、何で9月にも分かっているのだったら井戸の上郷区長にそう言わないのですか。おかしいではないですか。井戸の上郷の区長は、区長会で手を挙げて言ったはずです。私が1対1ではなく、みんなが聞いているところで言えと言ったのだから。その时限が違っています。9月にも検討していた。おかしいではないですか。

あまり追及しても時間もたってしまうことだから、そういう危険な投票所だったら、私も広報で5つの投票所をよく検討しました。課長が最後に言ってたほかの投票所のランニングコストも行政区で見てもらうって、行政区で見る場はないですか。矢那瀬と長瀬の消防小屋、消防小屋は区でやるわけではないでしょう。矢那瀬はどうなのだから、私は知らないのだけれども。あとは、保健センターと学校ではないですか。学校ではない、保健センター。何しろ町の持ち物だから行政区になんか関わらないではないですか。それを行政区がランニングコスト見るのだと言ったって、ランニングコストを見るのはどこなのだから、それを教えてください。

さっき言った総額幾らぐらい上郷の農村センターにかけるのか。その財源はどういう財源なのか、さっき聞いているのだけれども、答えていないから、ではそれだけ聞きます。お願いします。

○副議長（大島瑠美子君） 総務課長。

〔「議長ではないよ」と言う人あり〕

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、関口議員は総務課長のほうにお尋ねのようござりますけれども、この場所につきましては私も地元でございますので、私のほうからちょっとお話をさせていただきたいと思います。

私が町長になりましたから3年ぐらいたってでしょうか、当時の中郷の区長さんから中郷のコミュニティセンターは投票所として使ってもらっているけれども、何としても国道の端で危ない、ちょっとのり面も坂であるしというようないろいろなお話をいただく中で、もしこれからもコミュニティセンターを使うのであれば、コミュニティセンターを反対側の平らなところに移してほしいというご要望をいただきました。そのときにいろいろと検討をさせていただいたわけでございますが、建物を建てるのにはやはり相当のお金がかかる。町が全部出すわけにはいかないということで、区のほうからも皆さんにも応分の負担を

していただかなければできませんというお話をさせていただきましたところ、それではちょっと無理かなというお話でそのままになって今日まで来たわけでございますけれども、その中で私にもあそこは危ないというお話を地元の皆様からもいただいておりました。

〔「よく分かりました」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そういう中でそこで、これから聞いてください、関口さん。関口議員は町中の皆さんから意見を聞いていると常々お話をしておりますけれども、なぜ地元の皆さんの意見を吸い上げて、もっと早くに議会に言ってきていただかなかつたのかなと、今大変私は残念に思っておるところでございます。関口議員もよくおっしゃいます。メリット、デメリット、いろいろ考えたときに、やはり私は上郷に持つていったほうが安全面から、それから来ていただく皆さんにも大変、下郷、中郷と言いますけれども、上郷、それから風布の皆さん、この人たちは便利になるわけですから、そういうこともいろいろ勘案する中で関口議員にもお考えをいただきたいと思います。地元でございますので、ぜひ関口議員、よろしくお願ひいたします。

〔「課長答えて」と言う人あり〕

○副議長（大島瑠美子君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、関口議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

まず、駐車場を危険と感じていたのになぜ今まで放っておいたのかというご質問だったかと思うのですけれども、先ほどおり懸念事項とはしていて話合いはしていたところなのですけれども、中郷区の集会所が地区の中では真ん中辺だということと、あまり変なタイミングで変えては余計な混乱を招くかなというところもあってということと、あとは予算が必要になってきますので、予算が成立しないと変更はできないということもございますので、先ほど言ったとおり、3月議会で予算をお認めいただいた後にお伝えさせていただいたということでございます。先ほど9月になぜ言わなかったのかというところにつきましても、先ほども言ったとおり、3月議会で予算成立後にお伝えさせていただくことが筋だと思っておりましたので、議会成立後にお伝えさせていただいたところでございます。

また、ランニングコストのお話だったと思うのですけれども、先ほど言いましたように第3投票所の樋口地区コミュニティ集会所につきましては、行政区のほうの管理になっておりますので、そちらのほうにつきましては投票でお借りしたときには、区のほうに光熱水費ということで謝礼をお支払いさせていただいているところでございます。

また、エアコンとそのほかスロープ、あと畳の部分のお話もちょっと回答が漏れていたかと思うのですけれども、そこにつきましては養生シート等を張って土足で上がるようさせていただくというふうに考えておりまして、エアコンとスロープの購入費につきましては、今日手持ちの資料がなくて総額が私のほうではっきりと分からぬのですが、財源につきましては、この後行われます参議院選挙の費用で見させていただきますので、そちらの参議院選挙の費用につきましては全額国庫の補助がきますので、町の負担なしでつけさせていただけることになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

〔「課長、大事なのは……」と言う人あり〕

○副議長（大島瑠美子君） 3回。

〔「もう一回でいいんだよ、まだ2回しか質問していない」と言う人あり〕

○副議長（大島瑠美子君） 3回だよね、もう3回過ぎた。

〔「してねえよ、これが3回目だ」と言う人あり〕

○副議長（大島瑠美子君） そうではなくて……

〔「俺は数えているのだから。俺は間違いない」と言う人あり〕

○副議長（大島瑠美子君） こっちも書いてあるのだから、ここへ。ということですので。

〔「では、次に行きます」と言う人あり〕

○副議長（大島瑠美子君） 次の質問に移ってください。

○7番（関口雅敬君） 次に行きます。僕は素直なので。2番に行きます。ちゃんとカウントしておいてください。

1回目、元気と安心お助け隊事業に対する町の対応について、福祉介護課長にお伺いします。

地域支え合いの仕組みとして商工会が実施している元気と安心お助け隊事業に対して、町は補助金を交付して支援をしておりますが、この元気と安心お助け隊事業に登録しているドライバーの人数が不足していること、お話を聞きます。町が直接運営している事業ではありませんが、高齢者などの生活であることから、事業継続のためにどのような援助や支援を考えているのか、次の点について伺います。

1番目、物価高騰のためお助け隊事業の運営も厳しいと考えられるが、町は補助金を増額する考えはあるのか。

2番目、町は高齢者などがこの制度を利用しやすいように商工会に対して意見や改善をお願いすることができるのか。意見や改善をお願いしたのであれば、どのような内容をしたのか。

3番目、ドライバー不足のため運営が厳しいと聞くが、町は何か支援策を考える意思はあるのか。

4番目、生活支援体制整備事業の中で町が社会福祉協議会とボランティア養成講座を協力して実施すると思うが、このうちお助け隊の養成講座はいつ頃実施する予定なのか。参加要件や詳細は決まっているのか。

5番目、過去にも同様のお助け隊の養成講座を実施して運転手ボランティアの登録を促したと思うが、受講終了後に登録した人数を町が把握しているのか、また登録した方が現在何人活動しているのか、把握しているのか伺います。

○副議長（大島瑠美子君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 関口議員の元気と安心お助け隊事業に対する町の対応についてのご質問についてお答えいたします。

まず、1つ目、町は補助金の増額の考えはあるのかについてお答えいたします。

元気と安心お助け隊事業は、町民及び商工業者等のボランティアの方が援助が必要な高齢者等の方を支えるなどしていただく共助の仕組みの一つです。町内では平成23年度から長瀬町商工会が事業者となり、事業に取り組んでいただいております。この事業に対し、町では補助金を交付しております。補助金の額は、平成27年度から29年度までは48万4,000円、平成30年度から令和2年度までは40万円、令和3年度からは80万円に増額し、現在に至っております。さらに、令和5年度には物価高騰対策支援として補助金を50万円交付したところでもあります。このように、直近で補助金の増額や追加の補助金交付をしてきたところでもございますので、現在補助金の増額は検討しておりません。引き続き当該事業の運営状況を注視させていただきます。

次に、2つ目、この事業に関して、町は商工会に意見や改善をお願いすることができるのか、お願いしたのであれば、どのような内容をお願いしたのかについてお答えいたします。

長瀬町商工会では毎年度、元気と安心お助け隊事業検討会を開催しております。この検討会に町も出席させていただき、意見交換をしてまいりました。この事業はあくまでも長瀬町商工会が行っている事業でございますので、意見交換の中では町から意見や改善をお願いするというよりも、むしろ事業が円滑に運営されるよう課題に応じて寄り添った対応をしてきております。例えば補助金の増額等もその一つとなります。また、令和4年度の会議では車両が老朽化しているとの意見があり、令和6年8月に町で不用手続を行った車両を無償譲渡したところでございます。今後も引き続き適宜意見交換をさせていただきます。

次に3つ目、ドライバー不足のため運営が厳しいと聞くが、町は何か支援策を考える意思はあるのか。4つ目、お助け隊の養成講座はいつ頃実施する予定なのか、参加要件や詳細は決まっているのかについては関連しますので、一括してお答えいたします。

今年度は、長瀬町社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業の中で支援策として運転ボランティアを養成する講座を開催することとしております。社会福祉協議会に確認したところ、時期は秋頃、参加要件や詳細は今後検討することでした。

次に、5つ目、過去の養成講座の受講終了後に運転ボランティアに登録した人数と現在活動している人数についてお答えいたします。

平成29年度にも長瀬町社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業の中で運転ボランティア養成講座を開催しております。受講者は15人でございます。長瀬町商工会に確認しましたところ、そのうち元気と安心お助け隊事業の運転ボランティアに登録した方は12人で、現在も活動されている方は1人とのことでございます。

なお、当該講座受講者以外での運転ボランティアを含め、令和6年度は10人に活動いただいたとのことでございます。

○副議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） いろいろ説明をいただきました。私が見えていて、私も商工会、井戸の地区総代を受けて事業を見させてもらっていますけれども、大変だなと思って見ているのであります。そうすると、私が回って歩いて、お助け隊、本当に利用してよかったです、関口さんにお助け隊言ってもあれなのだけれども、親切に来てもらつてありがたいという話を聞くと、我がことのように本当にうれしく感じて、これ一生懸命商工会でやってもらわなくてはなど常日頃思っております。そういう中で、今課長が言ったように最初は講座を受けたのが15人で、12人が登録して、現在は1人。減ってしまうのです。実際に運転手で来ている人、私も運転手を何人か紹介しました。これはボランティアだから、本当に悪いなと言いながら運転手、応援してやってくれないと言ってやっているのだけれども、ボランティアというのが多分ネックになるのだと私は感じているのです。だから、何か支援策はないかという話をしているので、以前にも私言いましたけれども、毛利元就の三本の矢の話ではないけれども、町が絡んで商工会、シルバー、社会福祉協議会、これが全部一体化して継続的に持続可能な事業につくり上げるのが町だと思うのです。今足で困っている方がおるので、商工会のお助け隊で行ってもらうのだけれども、うれしいのだけれども、希望する日に医者行けないので、高くてもいいのだけれども、お助け隊やってくれればいいのだよなという話をこの前もしたと思うのです、私はここで。そういう方がいるのでぜひ、ボランティアはボランティアなのだけれども、このお助け隊事業、何とか町が公共交通できればいいです。私は商工会員で、商工会で質問をするのだけれども、商工会は町内に買物行くようになるべく町内の事業者へ送っていくのですと言ったって、商売をやっている家がないのだから行けないではないですか。そうすると、商工会の規則で言えば、

町外に行ってはならないというのを無理に変更したりして送って行ったりしていることがあるので、課長が主導して、今度もうすぐ新執行部になるので、新しい方にしっかりと相談して持続可能な公共交通とは言いません、お助け隊をしっかりとつくり上げていただきたいと思うのですけれども、課長、答弁をお願いいたします。

○副議長（大島瑠美子君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

幾つかあったと思うのですが、まず高くても利用しやすいほうがいいというご意見があったということなのですけれども、商工会の事務局とこのお助け隊の事業についてお話を聞き取ったところによりますと、もともとこの事業というのは地域の支え合いの仕組みを活用して実施している事業でありまして、事業所のように利益を得て運営していくという事業とは違うということを理解をしていただいて、業者の方は利用登録をしてボランティアとのマッチングをしている事業ということでございました。ですので、商工会のほうに直接そういう苦情は聞いていないということでございました。

また、その辺を今後持続可能な公共交通に代わるもの的なことをおっしゃいますが、福祉介護課のほうでここに関わっているというのは高齢者の支援ということで、お助け隊のほうに補助金を出しまして支え合いの仕組みを使ってということでやっておりますので、現状も商工会のほうとよく連携を取りながら続けていくような形で寄り添った支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（大島瑠美子君） 関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 課長、今答弁してくれて一番最後に言った言葉は非常に重要だと思うのです、私は感じます。持続可能な公共交通に代わるシステムを少しアイデアを使ってやりましょう。国や県の言ったとおりでやっていると本当に大変。国もおかしな話でライドシェアは許すとかという話、私は同じ青ナンバーを持ってやっていると何でこうなるのかな、でも国が言っているタクシーがないときにタクシー代わりに普通免許で普通の人が行っていいという、もちろんルールをどんどん変更するときなので、ちょっとアイデアを出して何かいい持続可能な事業に育てるように、私は本当の腹で言うと、このお助け隊は商工会ではなく社協がやるべきだと思います、本当に。商工会がやるから不便になってくる。社協がやればもっと広くできるのです。シルバーも使って、さっきも言うように三本の矢が折れないように強いお助け隊事業を町がしっかりと中心になってつくり上げてもらいたい。これをお願いして、私は終わりにしますけれども、何か反論があれば言ってください。

○副議長（大島瑠美子君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 関口議員の再々質問にお答えいたします。

このお助け隊事業を公共交通に代わるものにしていくというふうに私は言ったつもりはございませんので、その辺は訂正させていただきたいと思います。

また、この商工会がやっているのが本来ではなくて社協がやるべき事業ではないかというところにつきましては、こちらは埼玉県でもこうしたちょっとした困り事を地域のボランティアがお手伝いをするという地域支え合いの仕組みの取組というのは、多くの市町村で行われておりまして、その中でも実施団体は商工会、社協、NPOなど、取り組んでいる団体は様々でございます。長瀬町では商工会が地域振興、商店街の振興もするということも含めまして商工会が取り組むということでやっていると思いますので、そこはどこがやるべきかというのは実施主体のほうが考えてやるということでありますので、そこを町がど

うこうするという考えは今のところはございません。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 最後のまとめをさせていただきます。私も今日が最後でございますので、今回、閑口議員から一般質問をいただかなくて大変寂しく思っておりますので、まとめをさせていただきます。

元気と安心お助け隊に関しましては、そもそもその始まりを閑口議員もしっかりと理解をしていただきたいと思います。それから、商工会の資料、先日総会がございました。あの資料でお助け隊の事業報告をしっかりと見せていただきました。その中でしっかりと商工会が取り組んでいくというような本当にありがたい文言が入っておりましたので、そのところも閑口議員にもご理解いただきたいなと思っておりますし、また、ボランティアを閑口議員は運転はお手の物だと思いますので、ぜひご協力をいただきたいと思います。

以上です。

〔「自分がやればいい、町長をまた」と言う人あり〕

○副議長（大島瑠美子君） 私語は禁止しますから。

7番、閑口雅敬君の質問を終了いたします。

議長を閑口議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（閑口雅敬君） 議長を交代しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（閑口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（閑口雅敬君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君、どうぞ。

○5番（村田徹也君） それでは、次代を見越した施策の見直しについて、町長に伺います。

財源の柱である町税は、令和7年度当初予算額と6年度当初予算額を比較すると、金額は上回ったものの、歳入全体に占める公債費は減少しており、今後も同様な傾向が続くと考えられ、財政面の硬直から抜け出せたわけではないと思われます。そこで、町は限られた予算を有効に活用するため、事業の廃止や改善など、どのように計画実行しているのか、次の点について伺います。

1、町の課題や実施する施策の内容を職員が共通認識することが重要と考えるが、どのような取組を行っているのか。

2、安心・安全なまちづくりの基本となる医療や防犯対策を今後どのように充実していくのか。

3、企業誘致に関連した各種助成事業の検証はどのように行っているのか。検証の結果を改善に結びつけているのか。

4、公共施設については公共施設等総合管理計画を策定して適正管理に努めていると思うが、集約化等の見直しについてどのように計画しているのか。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の次代を見越した施策の見直しのご質問にお答えをいたします。

まず、（1）の町の課題や実施する施策の内容を職員が共通認識することが重要と考えるが、どのような取組を行っているのかについてお答えをいたします。

町の課題及び実施する施策については、第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画に位置づけられており、この計画に基づき施策の展開を進めております。私は職員に町の課題や施策を共通認識していただき、必要な予算を編成して事業を実施していただくため、幾つかの取組を行っております。まず、各課長の人事評価上の業績目標については、年度当初に私と協議して目標設定をしていただくようにしております。町が目指す施策が職員全体に浸透し、的確な行政運営に結びついていきます。また、昨年度は職員からの提案で初めて主要事業の課題や施策の方向性を検討するサマーレビューを実施しました。各課から合計43件もの提案があり、そのうち15件の提案を令和7年度当初予算で事業化、または事業の充実という形で反映をさせていただきました。さらに、毎月1回の政策会議や年6回の定例の課長会議で日々の課題や施策の協議を行っております。また、役場内の横の連携を図り、課題や施策を共通認識して対応していくことも極めて重要です。老木化が進行する桜並木の対策については、3つの課で連携して対策、協議を進めています。令和7年度当初予算に計上しております長瀬で「そだてる・くらす・はたらく」魅力発信プロジェクト事業では、子育て支援、教育、移住定住、企業誘致、住宅など様々な施策に取り組む職員が参加するワーキンググループを立ち上げ、町の施策をPRするための協議を進めています。今後も様々な取組を通じて町の課題や施策について職員の共通認識を図り、的確な行政運営を行えるよう努めてまいります。

次に、（2）、安心・安全なまちづくりの基本となる医療や防犯対策を今後どのように充実していくのかについてお答えいたします。

まず、医療体制についてでございますが、秩父地域では、秩父地域1市4町、秩父都市医師会、秩父地域看護師会、行政機関などで構成されるちちぶ定住自立圏の枠組みの一つであるちちぶ医療協議会で医療体制の整備、充実に取り組んでまいりました。これまで産科の医師や助産師、看護師の確保事業、救急医療体制支援事業、医療スタッフ確保事業などに連携して取り組んでまいりました。最近では、二次救急医療病院が3病院から2病院に減少せざるを得ないという危機に対し、埼玉県の助言もいただきながら1市4町の負担金を見直すことで何とか令和7年4月から2病院での二次救急体制の整備がまとまったところでございます。ちちぶ医療協議会では、令和6年度も本会議や分科会で毎回19時以降に計6回開催され、医療体制の整備充実の協議を重ねてきております。実は昨夜もこの会議がございまして、8時20分ぐらいまで行わさせていただきました。今後もこのちちぶ医療協議会の中で地域の医療体制の整備充実に取り組んでまいります。

次に、防犯対策についてでございますが、強悪化した住宅侵入窃盗が報道されるなど、全国的に住宅侵入窃盗が増加傾向にあります。そこで、町では住宅等防犯対策を強化することとし、長瀬町住宅等防犯対策補助金を開始し、令和7年4月1日から12月31日までの間に自宅に防犯カメラ、人感センサーライト、

センサーラームなどを設置した方に対して最大2万円の補助を行っております。また、令和7年度当初予算には、防犯灯の計画的な更新を図るための予算を計上しております。こうした事業で町の防犯対策を充実させてまいります。

次に、(3)、企業誘致に関連した各種助成事業の検証はどのように行っているのか、検証の結果を改善に結びつけているのかについてお答えいたします。

企業誘致に関連した助成事業としては、長瀬町企業誘致条例に基づく奨励金の交付がございます。この条例は適正な企業立地を推進するため奨励金を交付するもので、平成30年4月に施行されております。これまで2つの企業に対し奨励金を交付してまいりました。当該2つの企業は、現在も町内で継続して企業活動を行っていただいている、奨励金は条例の所期の目的である企業立地に効果があったものと考えております。

なお、この奨励金は条例に基づくものでございます。適用企業数は伸びておりませんが、町としては引き続き条例の所期の目的である企業立地の推進に向けて積極的に取り組んでまいります。

このほか令和3年度限りの事業として、長瀬町スタートアップ支援事業補助金の事業を実施しました。この事業は、コロナ禍における新規事業チャレンジをサポートすることを目的として、企業及び新規事業の立ち上げに対する支援として補助を行ったものでございます。そして、6つの事業者に対して補助金を交付しました。各事業者にはそれぞれ新たな製造品やサービスの開発等にチャレンジしていただきましたので、補助金は所期の目的である新規事業チャレンジに効果があったものと考えております。

なお、中にはいまだ開発途上の事業者もおられます、町では各事業者に対して毎年度聞き取り調査を行い、開発、販売、サービス利用状況など進捗状況の把握に努め、継続して補助事業の効果、検証を行っているところでもございます。

また、令和4年度にはコスモショア長瀬跡地等利活用事業を実施しました。この事業は、当該跡地の利活用による新たな人流の創出、アフターコロナにおける域内経済の活性化を目的として補助を行ったものでございます。事業提案を公募し、審査して決定した採択事業者に補助金を交付いたしました。ご案内のように、コスモショア跡地には採択事業者により新たな施設、E 1 1 ' s Park Nagatoro が整備され、令和6年11月のオープンから令和7年3月末までに450人ほどの方にご利用いただいたとのことでございます。そのため、事業の所期の目的である当該跡地の利活用、新たな人流の創出等に効果があったものと考えております。

なお、当該事業者は施設の追加整備も検討されているようでございます。そのため、今後の施設運営や整備状況を注意深く見守ることで継続しての補助事業の効果、検証としていきたいと考えております。

次に、(4)、公共施設の集約化見直しの計画についてお答えいたします。

町では、令和5年第4回定例会に長瀬町公共施設のあり方検討委員会設置条例及び関連予算の議案を上程させていただきました。旧長瀬第二小学校の活用も含めて公共施設の全体の在り方を検討することでご提案させていただいたものでございます。しかし、旧長瀬第二小学校の活用の検討は別にすべきではないかとの趣旨のご意見も賜ったため、令和7年3月から活用検討委員会を立ち上げて、その検討を開始したところでございます。また、令和6年度からは小中一貫校の検討も進められております。町といたしましては、旧長瀬第二小学校の活用の検討、小中一貫校の検討の状況を踏まえ、他の公共交通の在り方について検討を進めてまいりたいと存じます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、再質問します。

役場職員の多忙さということについては理解します。ただ、全職員がはつらつ長瀬プランを熟読して町の施策や課の仕事内容を理解するような機会を設けているのか、このことが必要ではないかと。検証等は行っているけれども、このゆとりが持てていないのではないかなど、そのことについて工夫している点があつたらお伺いします。

それから、医療体制についてですが、人口10万人当たり医師数というのは県平均が160.1、長瀬町は69.5と非常に低い。就業看護師数についても同様です。これ秩父地域全体で診療所や病院が少ないという医療過疎は起こっていると思います。そこで、町では先ほど町長の答弁をいただきましたけれども、そのほかに例えば、これは難しいと思いますが、総合病院の秩父管内の誘致とか、そのようなことについて県への働きかけというのをしているのかどうかという点。

それから、今度は3番目なのですが、スタートアップ事業についてなのです。企業誘致条例があることは私も承知して目を通しておきます。スタートアップ事業を6企業行ったというふうなことなのですが、これ多分2千何百万だか、そのくらいの予算がかかったと思うのです。これは国費100%だったと思います。分かればその額、そして町として毎年検証していると言うのですが、この事業効果について、私が見る限り、これ初めのとき質問したら個人情報でどことどこと企業名は言えないというふうなお話だったと思うのです。だから、どこだかというのを私はっきり掌握していない。ここはそうだというのは何点かは掌握していますけれども、今現在、実際問題として機能していないというところもあるわけですね。これ検証して聞き取りをしていると言うのだけれども、本当にやっているのということが非常に疑問に思いますので、そのことについて。

それから、4番目になりますが、当町の1人当たりの公共施設の延べ床面積、こんなことを言つてももうお分かりだと思いますが、1人、約4.89平方メートル、ところが全国平均が1人、3.68平方メートル、類似自治体が1人、3.99平方メートル。ということは、長瀬町は1人当たりの公共施設の延べ床面積が大きいということで、これは経費がかさむということは確かだと思います。特に今後35年で128.6億円と書いてありますね。町のほうでも試算しています。年平均3.7億円というふうなことなのですが、公共施設の集約化はスリムな予算執行につながると思います。ですから、小学校が統合されたと、このことも多分スリムな予算執行に今のところつながっていないようですけれども、つながっていくのではないかと思います。ふれ愛ベース長瀬、あそこを造るとき公共施設集約化に供する場所と、こう規定していました。もう一回言います。公共施設集約化に供する場所。ところが、私から見ては利用頻度の少ない本野上公園を造っただけで、あとは集約化が進んでいないのではないかと思いますので、その計画についてこんなふうな計画なのだというのを将来的にあればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

職員が多忙でなかなか全ての職員が熟慮していないのではないかというお話でございましたけれども、先ほど私、質問の中で入れさせていただきましたが、職員間での話合いですか、そういう場もしっかりと持つておる中で、ここで横の連携を図り、課題や施策を共通認識して対応していくことが重要であるということ、これはしっかりと私も認識しておる中で、職員がワーキンググループを立ち上げていろいろと事業を進めておるところでございます。当然職員の中でも、ここで申し上げるのもちょっと失礼か

なと思いますけれども、能力の差というのもございますし、そういう中でしっかりと横の連携をしていただき、同じ共通認識を持っていただくということで、そういうことをワーキンググループでしっかりと協議を重ねていただいておりますので、そういう機会は設けていると私は理解をしております。

それから、医療の問題でございますけれども、先ほど私、昨夜ちちぶ医療協議会がありましたというお話をさせていただきました。今、秩父はこの医療、非常に秩父郡市全体の課題でございます。その中で、長瀬町に総合病院はちょっと無理ではないかなという思いをしておるところでございます。市立病院がこれから建て替えという大変な事業計画があるわけでございますけれども、その中で医師も少ないのですが、看護師が何としても少ない。その中で何とか秩父地域で看護師を育てたい、つくりたいという中で看護学校があるわけですが、今年は8名しか入らなかった。定員は50名だそうでございますが、その中で8名しか今年入らなかったそうでございます。当然カリキュラムですとか、そういうことには全て同じことを、人数が大勢いらしても少なくとも同じことをしなくてはならないので、経費がかかり過ぎるという中で、これから看護師の問題をどうしようかということ、それからまた、今医療連携ということを秩父市長がお話をされております。やはりこの秩父地域は秩父地域全体でこの医療を守るという、そういう組織をつくるといかなければ、これから減少社会の中ではやっていけないという状況において、当然長瀬町に医師が少ないので私も理解しておりますけれども、これからますます人口が減る中でこれを誘致するのは私はちょっと無理かなという思いがいたしております。

それから、スタートアップ事業です。これはスタートアップで補助金をいただいた人たちの中で、今現在機能していないところもあるのではないかというお話をございますけれども、これにつきましても先ほど回答させていただいた中に、いまだ開発途上の事業者もおられますということをお話しさせていただきました。毎年度聞き取り調査を行う中で進捗状況の把握に努めておるところでございます。これからしっかりと、今までより一層、その効果検証はさせていただきたいと思っております。

それから、公共施設でございます。ふれ愛ベース、本野上の公園があまり使われていないというお話をいただきましたけれども、平日はやはり少ないかなとは思いますが、私もちよと趣味をやっております関係で土曜日に行くのですが、そのときには中も結構使っておりますし、外も使っていただいておると私は思っております。その中で、あそこに公共施設を集約化というようなお話がたしか前のふれ愛ベースができたときでしたか、あったわけでございますけれども、今はそのところはこれからの人口減少の中ではちょっとあそこに新しい建物を建てるというのは無理かなという思いがいたしております。先ほどお話をございましたけれども、私ももう任期があと少しでございますけれども、その中で公共施設の在り方については、引き続き次の方にもしっかりと検討していただきながら、長瀬町の公共施設の在り方について町民にとってよりよい方向に進んでいただくようにお願いをさせていただきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） いいや、長くなるから。もう一回答弁あれば。

○議長（関口雅敬君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

ご質問の中でスタートアップ支援事業の中の交付額についてというご質問があったかと思いますけれども、そちらについてお答えさせていただきます。

個別の事業者へのそれぞれの金額につきましては個人情報もございますので、差し控えさせていただきますが、一括での交付額につきましては2,369万9,000円となっております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 幾つか答弁していただいたのですけれども、1、2につきましては一般的な話が多くて大体周知しているところなので、もう少し要約していただければよかったです。

今、課長が答弁された内容についてなのですけれども、これ業者名はここではなくてもお知らせしていただくことはできるわけですか。当初は、いや、できないというふうな話でした、できないと。ということは、町の予算を取ってやったことを我々がどうなっているのだと見ることができないので、今後の事業をやるときにはやはり町民に分かるような形でお願いしたいと。特にスタートアップ事業についてははっきり言ってもう動いていないところがある。ですから、検証して聞き取りしているという段階ではない。今日ここに持ってきてませんでしたが、その中でも、まず企業誘致条例の中で第3条で指定企業に対して奨励金の交付措置を講ずるというふうなことと、9条では指定解除についてということをうたっているわけです、企業誘致条例の中で。そうなると、このスタートアップ事業も企業誘致条例と同じに考えると、これと同等に考えられるのではないかなど。いや、解除しろとかいうことではなくて、できれば始めた補助事業ですから、うまく回るように町のほうで指導していくところが適切ではないかということをまず質問したいと思います。

それから、町長がお答えになった最初の1の問題なのですが、これやっているところもあるらしいのですけれども、課内で全職員に1人だけ、1人ずつ、1日だけ通常勤務を解除するということで長瀬であればはつらつプランとか、新年度予算とか、課内の事業とかについてとにかく頭に入れるということ、これができるないと、横の連携といつても分かってないことを、分かっていないとは言えませんけれども、そういうこともあるのではないかと思うので、そんなふうな試みもひとついいのではないかなど思いますので、議案のときに質問したいと思います。

それから、これ、私の家の近くで起こったことなのですが、5月になってから、ある方が体調を崩して救急車を呼びました。救急車がちっとも出でていかない。2時間出でていませんでした。要するに搬送先が見つからない、それで救急車が帰ってしまいました。その人は家で市立病院に連れてきました。市立病院から緊急搬送されました。幸いにもその人は緊急手術をして一命を取り留められました。こういうことがありました。2時間も止まっていたのです。家のすぐ近くです。どうしたのだろうとみんなが出て、ちっとも出でていかない、そんなこともあります。これ非常に医療体制が逼迫していますね。これは秩父全体として。それから、総合病院は長瀬にではありませんから、秩父地域にという意味で来れたらいいなということで。

それから、これも私の家の近くです。空き家に泥棒が入りました。これも家中かき回されてひどいものでした。よくつき合いのある家なのですけれども、これも警察が回ってきて、とにかく不審な人が来たりした場合には連絡してくれと。私の家でもそうなのですが、一応インターホンがあるのですが、顔が映るようになっているのですが、顔映りません、顔映さないように手だけで押してきます。だから、あれ、ピンポン鳴っているなと思って顔が映っていないことが何回かあるのです。これは明らかに下見に来ているということだと思うのですが、こういう事件等について消防署や警察から情報共有ということができ正在ののかどうか。それを知らせろとは言いませんけれども、例えば分かっているのなら、私は空き巣につい

ては町内で4件は承知しております。こういうのがあるので、ぜひ長瀬町として秩父警察ではなくて、防災行政無線なのだから、防災ですから、そんなこともやっていたいほうがいいのではないかと。防犯カメラについては今年度予算を取っていただきましたので、ぜひみんなが防犯意識が高まるといいなと。その防犯についてなのですが、前回総務課長に防災防犯訓練を早急に行ったほうがいいのではないかという質問をしました。徐々にやっていきます、これ危機感がないのではないかと。徐々にやっていきますと。これはもしも空き巣ではなくて、居合わせて人命を落とすとか、そういうことにつながった場合に、やはり防犯対策としてどうしたらいいのだろうというふうなことについてもこれ必要なではないかなと思います。そのことについて。

それから、公共施設の集約化について、これは町の資料を見るといろいろ書いてあるのですが、集約化とか複合化とか転用とか廃止とか民間施設の活用とか公的な総合利用とか、なかなか進んでいないのが現状だと思うのです。だから、ふれ愛ベースの土地は当初建てるときそういう目的だったのだけれども、私も無理なのではないかなと思うのです、はっきり言って。あれ草ぼうぼうにしているのだけれども、再度練り直してあそこは住宅用地として最初は転売する予定だったので、もうそういうふうに切り替えるとか、いつまでも草ぼうぼうにしておくよりも町有地の有効活用とか、そういうふうに転換をする時期ではないですか、集約化が無理だったならば。そんなふうなことをぜひ進めていただけたらと思って質問にします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

最初はご提案ということでお聞かせいただいたと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） それから、救急車が出なかったという話、これは本当に大変なことだと思うのですけれども、これにつきましては、また消防署と問い合わせてみて、こういうことが今後ないように注意喚起をしたいと思っております。

それから、実は昨日、防犯協会という犯罪に対する会議ですけれども、午後ございまして、警察の署長さんたちとお話をさせていただく中で、今本当に泥棒が多いという話の中で、外国人がほとんど入っている中で全国を回っているという話で、長瀬であった犯人は四国の方で捕まったとかというお話を伺いました。それから、昼間空き家だと思って入ったら家人がいたというのでトラブルったとか、いろいろな事件が今昔と違って犯罪が秩父も起きているという中で、そういうお話があって、今回町でも村田議員からも一般質問していただきましたので、防犯に対する予算を取らせていただいたところでございます。

それから、職員のお話でございますけれども、職員は予算編成ですとか、そういう中ではしっかりと進行計画を把握しております。これは各課で連携をする中で、新年度予算を編成するときには当然これはやっておりますので、村田議員が心配されているようなことはないと私は思っております。

それから、防災無線でございますけれども、なかなかあれが使い勝手が悪いのです。私もこれは町民に知らせたほうがいいよと話をするのですが、これはできませんということをよく言われるのですけれども、そのところは総務課長にこれから答弁をしていただきたいと思います。

あと、ふれ愛ベース、使っていないというお話なのですが、議員もご承知のとおり、昨年お祭りもやりましたけれども、お祭りをするときにはあれではちょっと手狭ぐらいなのです、駐車場ですとか、あともうろもうろな事業をしますので。そうしますと、ちょっと手狭なような状況で、前回はたしか駐車場を違うと

ころにお借りしたというような状況でございますので、やはりあのくらいの余裕はあったほうがいいのではないかなど私は思っております。

先ほどの総合病院は失礼いたしました。長瀬町だと私が勘違いいたしまして、これにつきましては、今市立病院をという話の中で多分そういうような状況になってくるのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

もし落ちていましたら、またよろしくお願ひいたします。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員からの防犯に対するご質問についてお答えさせていただきます。

まず、警察等から窃盗犯等の情報が来ているのかというお話でございますが、基本的に警察のほうも捜査情報に当たりますので、どのお宅にどのくらいの被害があったとか、どういう被害があったとかということに関しては一切こちらのほうには教えていただくことはできません。ただ、月ごとの件数ですか、どういった種別の空き巣だったのか、人がいたときに入ったものなのかとか、そういったものに関しては警察のホームページにも出ておりますので、そちらのほうで確認はできます。また、そういった近年とか最近の防犯の状況なんかにつきましては、交番だよりなんかでも各区おまわりさんのほうで周知していただいておりますので、広報を配るときに交番だよりなんかも一緒に配らせていただくのですけれども、の中にはよく、今長瀬町ではこういう犯罪が多いですよみたいな周知はさせていただいているところかと思います。

また、防災無線等でもお知らせできないかというお話だったと思います。また、そこら辺については警察等ともまた相談させていただきながら、こんな文面でよければいいよというようなことを確認しながら流していくべきなというふうに考えておりまして、この後議案に出ます防災無線の更新工事がご議決いただければ、今後新しくなる防災無線につきましては、一斉連動といいまして、テキストデータで防災無線のデータを入力しますと、今、安心・安全メールで個別に打っていたものなんかも防災無線の同じ内容が安心・安全メールで同時に流せるという機能がついてきますので、そういったことでまた周知を図っていければなというふうに思っております。

また、防犯訓練についてでございますが、防犯訓練といいますとなかなか難しいところもございまして、住民向けの防犯訓練というのはやっていないのですけれども、各公共施設、学校とかであれば、さすまたを使った防犯訓練とかをやっております。

また、周知啓発という部分でいきましては、交通安全運動の一環で高齢者が集まって運動している会場とかに交通安全の啓発品を配るときに合わせて防犯に関する周知のお知らせとともに配らせていただいたらしくて、また今後公民館のほうでも防犯講話みたいなのをやっていただくというお話がちょっとあって、その中でまた先ほど言いました、町で今年始めている防犯カメラの設置補助なんかの周知もさせていただいて、広く設置ができるように進めていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 時間がないので、先へ進みます。

〔「スタートアップが抜けています」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君） もう先へ行きます。

○議長（関口雅敬君） 2番目の質問。

○5番（村田徹也君） 防犯防災対策、甘いのです、はつきり言って。全然改善の余地がない。

次、行きます。スポーツ振興について。町では昭和58年12月にスポーツ推進条例を制定して、町民の心身の健全な発達と明るく豊かな町民生活の形成に寄与するための施策を展開しておりますが、現代社会の変化によりスポーツへの興味関心が薄れているためか、スポーツに親しむ人が減少しているように見受けられます。そこで、町のスポーツ振興の次の点について伺います。1、町民の年齢階層別のスポーツ参加率について、2、部活動の地域移行に関する準備状況について、3、スポーツ教室の現状と見直しについて、教育長にお願いします。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員のスポーツ振興についてのご質問にお答えいたします。

初めに、町民の年齢階層別のスポーツ参加率についてでございますが、全ての年齢層のスポーツ参加率については、大変申し訳ございませんが、把握はしておりません。しかしながら、小学校3年生から中学校3年生までのスポーツをしている人数については把握をしており、小学生は56.6%、中学生は93.7%の児童生徒が何らかのスポーツに親しんでいるとのことでございます。

次に、部活動の地域移行に関する準備状況についてでございますが、現在、北部教育事務所秩父支所が主体となって秩父地区の中学校長や1市4町の担当者等が集まり、意見交換を行っています。今後、秩父地区中学生地域クラブ活動推進協議会を立ち上げ、秩父地区の中学生のスポーツ・文化芸術活動に関して協議及び検討する予定と伺っております。協議会における検討状況に応じて長瀬町におきましても準備してまいります。

次に、スポーツ教室の現状と見直しについてでございますが、スポーツ教室は町民が気楽にスポーツに参加できる機会をつくることを目的に、町スポーツ推進委員の企画・立案により開催しております。スポーツ少年団等の各種団体の皆様にご協力いただき、ボール投げ教室、バスケットボール教室等を開催しております。村田議員にも走り方教室の開催にご協力いただきおり、大変ありがとうございます。昨年度は5年ぶりに開催した卓球教室やフィンランド発祥の投てき競技であるモルック教室の参加者が多く、延べ170名の方に参加をいただきました。今後もより多くの町民の方にスポーツ教室に参加いただけるよう、またスポーツ教室をきっかけとして様々なスポーツに親しんでいただけるよう、町スポーツ推進委員とともに実施内容等を検討し、開催してまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、再質問ということで、まず文科省とかスポーツ庁とか、結構ころころ変わっていくと。特に部活動についてはそういう状況にありますが、今現在、文科省では部活動について土日については1日は行わないこととされていますが、当町ではそのことをちゃんと守ってやっているのかどうか、特別の場合は除いてということで。

それから、部活動外部指導者、これは学習指導要領総則にも部活動というところで載っています。部活動外部指導者は学校長が委嘱するというようなことになっているのですが、多分これ人によっては委嘱状が来ているという人もいるのですが、私はここ数年委嘱状を全くもらっていない。では、もし事故があったらどうするのだろうなと、私思っていますけれども、その委嘱状をちゃんと出していただかないと何かあった場合に困る。そのことについて。

それから、今秩父地域全体としてというふうなことなのですが、当町では差し当たって休日の部活動だけ地域移行を進めていくのかどうか、6年後にはそれをやらなければいけないということになっていますが、そうでなくて並行してやっているところもあります。神戸市なんかではもう来年度から部活動を一切中止だそうです。いろんなところでやっていますけれども、当町ではどういうふうにやっているのだろうということが見えてこないので。先進事例はいっぱいあると思います。山口県の周南市とか富山県の上市町とか。ただ、これお金がかかると。部活動の地域移行をやった場合に神戸市なんかだと、地域クラブに入るために会費が最低限14万円かかるそうです、地域クラブに入るのに。そのほかにユニフォームだ何だとかといえば、個人的に持ち出しが多いと。それから保護者の送迎とかいうこともそれに出でくると。だから、こういうことについても長瀬町として、いや秩父全体で協議会でという話なのですが、進めていかないと追いつかないのでないかなと思いますので、その点について再度。

もう少しあるので、すみません。これは教育委員会だけではないのですけれども、スポーツ教室、これはラジオ体操や速歩教室など、多分これ福祉介護課でやったのではないかと思うけれども、こういうのを連携してどうなっているのと。やっているのかどうかということがちょっと。私、なるべくそれが進められていくべきだと思いますので、そのことについて。

それから、一番必要なのは体の構造について、これみんな意外と分からぬのです。筋肉と言ったら筋肉、体にくつついている、これは筋肉だと。ところが、この筋肉はどういう働きをするのだと、腕を曲げるときにはどうするのだと。例えば腕立て伏せをやると、スクワットをやるとか。では、どういうふうにしてやつたらいいのだろうとか、そんなふうな教室になるかどうか分からぬのだけれども、町内にもスポーツトレーナーで有能な方がいらっしゃいます。私なんかもその人に、自分はスポーツの専門的な知識は持っているほうなのですが、結構聞いたりします。なるほどなるのですが、もしかしたらそういうものは参加は少ないかも知れないけれども、そんなふうなスポーツ教室か講座になると思うのですが、ぜひそれをやれば、だから運動すればいいのだと。これもスポーツ庁の調べで、運動不足による全国1年間の死者が5万人というふうな、これはスポーツ庁が勝手にそう言っているので、出でていますが、そんなことを含めて運動をやっていく上でそういう教室、講座も必要なのではないかと、そのことについてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

長瀬中学校における部活動の土日への取組でございますが、必ず県教委からも指示がございますので、1日についてはやらない、土日1日のみということで。また、月曜日から金曜日の中でも可能な限り1日は休むということを徹底しております。

2つ目に、外部指導者に委嘱状が届いている方と届いていない方がいらっしゃったということ、大変失礼いたしました。すぐに中学校長に命じまして委嘱状の交付をさせていただきますように準備をさせていただきます。

当町での地域クラブ活動についての進捗状況でございますが、現在、今までに延べでございますが、7回いろいろな会議で説明をさせていただいているところでございます。その中で、現在、段階的に令和10年度末までには可能な限り休日のクラブ活動を地域に移行していきたいというお話を各所属のところでもお話をさせていただいている。ただ、現在、先ほど申し上げましたとおり、推進協議会が開催されますので、こちらが8月末に立ち上げを行うということで、すぐに行っていただきながら、こちらの進捗状況も

見ながら進めていく、そのような方向を考えておりますので、もう少し様子を見ていただきたいと思っております。ただ、国のはうで言われておりますので、何といたしましてもこの段階では令和13年度末までには地域へ移行という計画が出ておりますので、今のところこちらに従う予定で進めているところでございます。

次に、スポーツ教室等の福祉介護課との連携についてでございますが、これは大変よいご提案というふうに捉えておりますので、当然福祉介護課とも、中央公民館のスポーツ担当のほうともお話をさせていただきながら進めておりますので、今後も大変いい取組でございますので進めてまいりたいと存じます。

また、最後に体の構造について等の講座については、これは私も聞きたいというのが本心でございます。スポーツトレーナーの方もいらっしゃるし、担当のほうも非常にスポーツには詳しい者もおりますので、今後ご提案をいただいたことについて検討をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員の再質問について、健康こども課からお答えいたします。

先ほど福祉介護課で実施しているということでしたけれども、健康こども課のほうで実施しております。詳しくは公民館と連携をしながらここ何年か事業のほうを実施しております。これで3年目になるかと思いますが、1つは花めぐり講座を実施しております、もう一つはサーキットチャートレーニングということで、椅子に座ってできる体操の講座を行っております。この2つについては今年度も協力して行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 筋力とかそのようなものについては、こんなこと言つては申し訳ないですけれども、青葉先生にも何回か来ていただいて講話を聞きましたけれども、青葉先生のお話とはまた別にさらに今まで聞いたことがないようなということだと思いますが、ぜひそういう講座について考えていただきたいと。特にこういう方かと言われば私推薦します。

では、まだもう少しあるのですけども、地域移行、これ今度は地域移行が地域展開ということで新聞にも出ていました。何だか目まぐるしく言葉を変えているのですけれども、こんな田舎でそういうことが本当にやっていけるのかと腹立たしく思っていますが、国のはうでそういうふうに言つてはいるのでやらざるを得ないのだと。では、本町ではもう部活動を一切なしにするのか、そこまで考えていないのか。それから、もし地域移行、地域展開になった場合、指導者の問題が非常に大きいと思うのです。特に私ちょっとここだけ読ませていただきます。「スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレイヤーズセンタードの考え方の下に暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者」の選出と言われているのです。では、資格はどうなのと。今の少年団の、ジュニアの資格を私も持っていますけれども、そういう資格を持っていると、これ1年更新でやっていかなければいけないのです。これ自己負担で今やっているわけです。こういうのに対しても、町でそれを参加してやらなければできないことだろうと。種目によって指導者というのは違うのです。だから、例えば日本水泳連盟とか、陸上競技連盟なんかでは指導者資格というのは、私が知る限りではないのです。だから、そういう種目によって資格をどうしたらいいのだろうと。資格だけではなくて、今私が読み上げたようなこ

と、その認定、選任するのに教育委員会としてなかなか難しい面があると思うのですが、そこの土台をどうやってこれやっていく。教育委員会さんも頭を悩ますところだと思うのですが、このことについてはいいでしようけれども、将来的に部活動をなくすのかどうかとか、指導者の資格をどう考えているのかということ。

あと、もう一点だけ教室について。私、こういうのがいいのではないかというのが1つあるので、提案ということで。例えば体操教室、小学校から中学校で体育の授業の中で体操というものがありますね。そうすると、体操でも飛び箱を飛ぶのが苦手だとか、前に転がるのが苦手だと、後ろへ転がるのが苦手だと、そういう子供さんって結構いると思うのです。結構事故も起きているのですが、ああいう体操を例えば何回かに区切って教えれば、そんなふうな教室をやると、体育の授業にも直結するし、けがの防止にもつながるし、そんなふうなことも必要なではないかなとちょっと思っていますので、講師の問題とかいろいろあると思いますが、分かる範囲でお答えをお願いします。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

地域クラブ活動の移行につきましては、大変教育委員会としても大きな課題であるというふうに捉えております。先ほども申し上げましたように、なぜ秩父地域に協議会が開かれるかと申しますと、やはり県全体の中では各市町村に全てお任せしている。しかし、秩父地域においては大変小さな町、うちも小さな町でございますが、町が大変多いと。そうなってくると、自分の町だけではスポーツクラブも、企業スポーツもそういったものもございませんということで、県のほうからこのような申出がございました。そちらのほうにお話がございましたので、北部教育事務所の秩父支所が事務局になって進めておりますので、まずはこちらとの連携を第一にと考えております。

それから、中学校の部活動の問題でございますが、これもこちらのお話合いの中でも話を進めていくところの予定を伺っております。合同部活動についても既に秩父市内では合同部活動ができるという話を伺っておりますが、うちの町は中学校1つでございますので、隣の町に行かなければ、秩父市に行かなければ合同部活動は組めないという実態もございますので、そういう中で協議会の中でお話を進めていきたいと考えております。現在、部活動をまだ廃止しようという考えは教育委員会の中では出ておりません。

それから、指導者の問題等、非常に大きな問題がございますので、確かに資格を取るため、それから資格を更新するためにお金が必要なことはこちらも把握はしております。些少ではございますが、少しずつお金が出るようにこちらとしても予算の中に組み込んでいるところでございますので、また今後この地域クラブ活動の移行に関わりまして大きく考えていく必要が出てくるかなというふうに捉えております。

最後に、教室についてでございますが、これは私も学校にいるときに、学校の中で例えば飛び箱教室、マット教室、鉄棒教室など体育主任を中心に行ってまいりました。そういうようなことで第一小学校で行っているふうなことは伺っております、鉄棒教室等については。今年度はどんな状況でやっていくのか、また、それを保護者の皆様とご一緒に土日にやっていく必要があるならば、教育委員会といたしましても教室の提案などを受け入れてまいりたいと存じます。

以上でございます。

[「夜でもいいのです、土日ではなくて」と言う人あり]

○教育長（井深道子君） そうですね。ありがとうございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、時間も差し迫っていると思いますが、施策決定への住民意見の反映について伺います。

住民参加型施策決定の取組というのが徐々に広まってきており、多くの地方自治体では様々な手法による住民の意見を聞く試みが行われています。町では住民の意見を反映させるためにアンケートや各種の委員会制度を活用した意見聴取を実施しておりますが、これらの取組について次の点について伺います。

1、行政説明会や住民パネルディスカッション、公開フォーラム等の実施計画について。

2、各種検討委員会の在り方や改善について。

3、アンケート調査方法の改善について。

以上の点についてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、村田議員の施策決定への住民意見の反映についてのご質問にお答えいたします。

まず、（1）、行政説明会や住民パネルディスカッション、公開フォーラム等の実施計画について順次お答えいたします。

行政説明会は、町では多くの場合、公共事業などの開始前にいわゆる地元説明会として開催しております。令和6年度は町の公共事業である町道長瀬49号線道路改良工事や町営駐車場予定地等の整備のほか、事業者が進めるE11's Park Nagatoro整備において、いわゆる地元説明会を開催しております。令和7年度は地籍調査事業において地元説明会を開催する予定でございます。こうした行政説明会は、必ずしも公共事業に限って開催しているわけではありませんが、今後も必要に応じて開催してまいります。

パネルディスカッションは様々な意見を持った方が会場に集まり、司会者とともに討論を進める場でございます。町が主催または関与するパネルディスカッションは有識者や学識経験者、町の団体の代表の方などに登壇していただくものが多くなっております。これは、傍聴に来られた住民の方に討論の内容を提供することに重きを置いていることによります。例えば昨年12月に開催した名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年記念事業で実施したパネルディスカッションがこれに該当すると考えられます。一方、広く住民の方に参加していただき、どちらかというと、参加者同士の討論に重きを置いた自由なパネルディスカッションは、一般的には民間団体主催が多いのではないかと考えられます。昨年長瀬でも開催されたローカルサミット in 武藏国・ちちぶはその例ではないでしょうか。なお、町では昨年も開催した中学生と考える「はつらつ！ながとろ」ワークショップがこれに近いものではないかと考える次第です。

フォーラムも討論を行うものですが、パネルディスカッションとの大きな違いとして様々な意見をまとめ、結果を明確にすることが多いとされているようです。そして、状況によっては結果を多数決で決定することもあり得るとされています。したがいまして、町としては公開フォーラムという形態の検討会を開催することはなかなかじみにくいのではないかと考えるところでございます。そのため、現在のところ開催の予定はございません。

次に、（2）、各種検討委員会の在り方や改善についてお答えいたします。

町政に対する住民の幅広い意見及び専門的観点からの意見の反映並びに行政運営の公正の確保及び透明性の向上を図るため、町では各種検討委員会を設けているところでございます。この各種検討委員会は、附属機関と私的諮問機関の2つに定義されております。まず、附属機関ですが、地方自治法第138条の4

第3項の規定により、法律または条例に基づき設置される調停、審査、諮問または調査を目的とした合議制機関をいいます。

〔「町長、すみません、その内容については分かっているので、説明してもらっても意味がないと思うので」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そうですか、それではこちらは少し割愛させていただいて、各種委員会を設置した際にはその機関の性質とともに公正についても考慮をして今まで委員の選任を行ってまいりました。今後も附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各階層の中から適切な人材を選任するよう努めてまいります。

続いて、（3）のアンケート調査方法の改善についてお答えいたします。

第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画をはじめとして、町民の暮らしに大きく関係する計画の策定に当たっては、町民へのアンケートを実施し、町民の考え方や意見を計画へ反映させるよう努めております。アンケート結果は町民の皆様からの貴重なご意見でございます。こうしたご意見を適切に集計し、反映させた計画を策定するためには専門業者への委託も選択肢の一つであると考えます。アンケート調査においては、質問、作成、発出、集計、結果分析、計画への反映といったプロセスがございます。こうしたプロセスの中、職員自身が考え、実施すべき部分と、専門事業者の力を借りるべき部分をしっかりと見極めた上で必要なアンケート調査を実施してまいります。

最後に、引き続き様々な手法により、住民の意見をお伺いし、施策や事業に反映させるよう取り組んでまいります。

○議長（関口雅敬君） 村田君に申し上げます。

一般質問の制限時間を経過しましたので、これで終了いたします。

---

○議長（関口雅敬君） 次に、1番、鈴木日出男君の質問を許します。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

町長に、これまでの成果と町政への思いについてお伺いいたします。大澤町長は平成11年4月に町議会議員となり、前町長から指名を受ける形で町長選に出馬、平成25年7月に初当選をしまして、現在3期目を町政発展のため精力的に取り組んでおりますが、今年の7月28日の任期満了に伴い引退されると3月の議会で一般質問におきまして表明されました。議員時代や町長在籍期間の中で町発展のため様々な事業を手がけ、実行してきたと思いますが、その成果を端的にご報告していただきますとともに、町政に対する自分自身の考え方や、これから町への期待することについてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員のこれまでの成果と町政への思いのご質問にお答えをいたします。

私の任期も今年の7月28日をもって満了となり、私にとって最後の定例会となるこの議会で、これまでの町政運営について総括の機会をいただきましたこと、深く感謝を申し上げます。私が平成25年に町政をあずかって3期12年が過ぎようとしています。この間、私は長瀬町総合振興計画に基づき、「いつまでも

暮らしたいまち、いつまでも活力のあるまち、いつまでも輝き続けるまち」を基本理念として、はつらつ長瀬の実現に向けて力を注いでまいりました。

まず、私は町長就任前から課題として強く認識していました町道の整備に力を入れてまいりました。平成27年度から従来使用していなかった国の社会資本整備総合交付金（狭い道路整備等促進事業）の町道整備に力を入れるようにいたしました。これまでに総延長約976メートルの整備が図られました。令和2年度からは、新たに町単独事業である生活関連道路整備事業を予算化し、未舗装の生活関連町道のアスファルト舗装を重点的に行ってまいりました。これまでに総延長約781メートルの整備が図られました。

また、人口減少時代にあって、私は次世代を担う子供たちや子育ての支援に力を入れてまいりました。平成28年度からは18歳までのこども医療費無償化を、令和5年度からは学校給食費無償化などを他の自治体よりも比較的早く制度化を図りました。平成29年度には妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない支援を行う拠点としてふれ愛ベース長瀬を開設しました。今や多くの子育て世代の方にご利用いただき、大変ご好評をいただいておるところでございます。私は、長瀬町の子育て支援策は他の自治体と比較しても相当充実してきていると感じております。また、塚越グラウンドやはつらつパークなど、町民や子供たちが活動したり、遊んだりできる拠点の整備にも取り組んでまいりました。さらに、少子化の荒波にもまれつつ、断腸の思いと教育環境の充実との思いが交差する中で、創立から150年続いた長瀬第二小学校を第一小学校に統合したことも心に残っております。おかげをもちまして、関係者の皆様のご理解とご協力で極めて円滑に統合が完了したことに安心するとともに、子供たちの未来に思いをはせるということもございました。

なお、決して全てが順風満帆というわけではありませんでした。平成26年の雪害、令和元年の台風19号の際には長瀬町でも被害が発生し、災害対応にも従事いたしました。

こうして長い間、町長という大役を務めてこれましたのも、ひとえに町民の皆様、町議会議員の皆様、職員の皆様方の温かいご支援とご協力のおかげと感謝の念に堪えません。私が町政運営で常に心がけてきましたことは、町民一人一人の声に耳を傾けること、そして町の将来を見据えた持続可能な施策を着実に進めることです。人口減少や高齢化という全国的な課題にも直面する中で、近隣市町村とパイの奪い合いをしていても仕方がございません。それよりも長瀬らしさを十二分に發揮し、長瀬は観光というブランドをもっともっと生かし、関係人口、交流人口をふやす施策を考えていくべきだと考えております。それに観光業者が心を合わせて、よりよい観光地づくりをしてほしいと願っております。今後の長瀬町には、若い世代が安心して暮らし、地域の魅力を生かした新たな価値を生み出していけるような持続可能で活力のあるまちづくりがますます求められています。

私自身は町長としての役目を終えますが、一町民としてこれからも長瀬町の発展を心から願い、応援してまいります。引き続き町民の皆様と議会の皆様のご理解とご協力を願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 町長から今までの実績等、いろいろ答弁をいただきまして、3期12年、長瀬町の総合振興計画に基づきまして町道の整備に力を入れていただいたと。976メートルの町道整備と。また、福祉や教育、そして子育て支援策など長瀬町らしさというのを出しながらいろいろ町のほうを守っていただき心から感謝を申し上げます。

町長については、就任当初あたりかな、井戸上郷区内の春日神社付近の空き地から対岸、長瀬側の長生

館付近につり橋等をつくりたい、そして観光振興に役立てたいのが私の夢であるというお話を私は聞いた覚えが記憶にございます。その話を聞いたときは画期的な話だなど、すごい夢のある話だなど、当時は私は思っておりました。井戸地区側に観光バスの駐車場を設けて、つり橋を渡り、長瀬地区に観光に行き、そのまま桜新道を歩き、水管橋とまた高砂橋等を渡り、駐車場に戻って帰ってくるという観光ルート、こういうルート、私はすばらしいなど常々思っておりました。その話、最近全く聞こえなくなつたなと思っております。再質問でちょっとお聞きしますが、町長、どの程度までこの関係機関や秩父鉄道ともお話をしたのか。そして、結果的にはどのような結論になったのかお聞きをします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） それでは、鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

少々お時間をいただきますが、私の議会での一般質問での答弁、これで最後になると思いますので、議長には寛大な態度をもってお聞きいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

鈴木議員も私と同じ地区にお住まいなのでご理解いただけると思いますけれども、井戸上郷区から親鼻駅、野上駅、寄居駅に車で行くにはそれほど時間を要さずに不便を感じません。しかし、対岸にある野上駅、長瀬駅に徒歩で行くのは大変です。例えば、井戸農村センターから徒歩で野上駅に行くには、水管橋経由で1.9キロメートル、約30分、長瀬駅に行くには同様に2.5キロメートル、約35分と特に高齢者には大変きつい道のりになります。私は、長瀬に嫁いだ五十数年前から井戸上郷区の秩父鉄道所有地付近から対岸に橋を架ければ、地元の人たちは大変便利になると思っておりました。一方、その場所は最も法令の規制の厳しい場所であり、とてもではないが難しいとも思っておりました。それでもつり橋であれば何とかなるのではないか、そんな思いの中で町議会議員となり、時の故大澤芳夫町長に時々その思いを伝えておりました。故大澤町長は、最初は無理だ無理だと言っておりましたけれども、私の思いを受け取っていただき、平成24年に最後の仕事として動き出していただきました。職員に指示を出していただき、担当課長をはじめ職員が県文化財保護担当課と国の文化庁まで出向き、直接、担当者と相談、協議をしていただきました。しかし、法令の規制は厳しく、厚く、絶対に無理ですと言われたと聞き及んでおります。それでも私は諦めることはしませんでした。国の名勝及び天然記念物で唯一つり橋が許可されたという島根県奥出雲町の鬼の舌震の情報を得て、鉄道の当時の社長さん、そして故小塙一博、長生館の社長さんとも相談をして、1度視察に行ってみようと話したこともございました。国会議員に相談することもあります。平成27年に小泉龍司代議士、二階俊博代議士、河村建夫代議士が長生館で昼食を取られるということをお聞きし、挨拶に伺いました。その席で雑談の中ではありますけれども、私はここにつり橋を架けたいのです。しかし、法令の規制が厳しく大変難しいと言われております。何かよい知恵はないでしょうかと申し上げました。各代議士とも窓越しに見える景色、風情を感じながら私の思いに共感をいただくとともに、できる限りの協力を惜しまないと言っていただいたこともあります。

その後、文化庁や県の関係者に説明をさせていただく機会をいただきました。その際には文化庁から課題が示され、それをクリアするための検討の指示をいただいたところです。さらに、関係する分野の大学教授10人の方に説明をさせていただく機会もいただきました。出席されたほとんどの教授が長瀬をよく知っておられ、つり橋についても共感をいただいたと感じたところでした。このようなことから、これはもしかしたら何とかなるかもしれない期待を持った時期もありました。文化庁から示された課題の検討も相当精神込めて検討をしました。しかし、課題のクリアが困難で、法令の規制の壁は厚く、残念ながら今日に至っているところです。しかし、時代も変わってきております。文化財の保存に力を入れていた文化

財保護法は、平成31年4月には文化財の保存と活用という新たな視点を盛り込んだ改正が行われました。端的に言えば文化財を守るだけではなく、今まで以上に活用するという制度改正と言えるものと承知しております。私は、今でも地域住民のためにも、観光のためにもつり橋は必要と思っております。

昨年には、職員が埼玉県立文書館で新たな資料を発見しました。県立自然公園関係綴りという古い資料の中に長瀬宗園施設設計図という図がありました。何とこの図には井戸上郷区の秩父鉄道所有地付近から対岸へのつり橋が記載をされていたではありませんか。まさに温故知新、大変驚くとともに再度意を強くしたところでございます。私の後に町長職を務められる方には、ぜひ私の思いをご理解いただき、実現に向けてお骨折りをいただけたらありがたいと思っております。余談となりますが、鬼の舌震に行こうという故小塙一博社長との約束が果たせなかったのはとても残念でなりません。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 町長、了解いたしました。建設費用の関係、あとは自然公園法、文化庁の関係、いろいろ規制があるでしょう。大変難しいと私も感じてはおりました。それでも夢を追うということは本当にすばらしいことだと思っております。町長もあと2か月となりまして、マラソンで言うと42.195キロのラスト195メートル、最終コーナーになりましたので、ぜひ元気に頑張っていただきまして、あと少し町を守っていただきたい、そのように思っております。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（関口雅敬君） 暫時休憩いたします。

午後1時より開会いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（関口雅敬君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 質問させていただきます。

健康寿命の延伸と医療費の削減を図る政策について、健康こども課長にお尋ねいたします。県は、健康長寿に関する優秀な取組を行った市町村に対して表彰を行っていますが、長瀬町は4年連続で健康長寿優秀市町村優秀賞に選ばれました。これは町が実施する様々な健康増進の取組に効果があり、職員の努力が認められた結果であります。今後も高齢化が進み、健康寿命の延伸と医療費の削減を図る意味から、健康増進事業が重要となってくるため、これらの事業をどのように発展させ普及していくのかお伺いいたします。

1、町が考える今後の健康増進事業について。

- 2、健康増進事業の数値目標について。
  - 3、個人や家庭で取り組める健康増進の普及について。
  - 4、他の自治体で効果のあった事業を採用する考えについて。
  - 5、町が実施するフレイル予防事業と数値目標について。
- 以上、お尋ねいたします。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 新井議員の健康寿命の延伸と医療費の削減を図る政策についてのご質問にお答えします。

まず、（1）、町が考える今後の健康増進事業についてお答えします。

令和7年3月に長瀬町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画を策定いたしました。計画では、「いきがいを持ち はつらつとした人であふれるまち」を基本理念とし、健康寿命の延伸、栄養、食生活など7つの取組分野を設定し、それぞれの重点行動目標を掲げて、健康づくりの展開を目指すこととしております。町では、この計画に沿って健康増進事業を展開してまいります。

次に、（2）、健康増進事業の数値目標についてお答えいたします。

このたびの計画では、新たな数値目標を加え、取組ごとに合計29の目標値を掲げています。例えば65歳健康寿命を男性19.0、女性21.5、毎日の十分な野菜1日350グラム程度を食べている人の割合を30%、歩数計で歩数を計ったことがある人の割合を50%とするなどを掲げています。

次に、（3）、個人や家庭で取り組める健康増進の普及についてお答えいたします。

各ライフステージにおいて、多くの町民に広く健康増進に取り組んでいただくことが重要です。町では、これまで様々な広報媒体を利用して健康増進の取組の普及に努めてまいりました。「広報ながとろ」では、健康・福祉・介護のひろばの中で、健診を受けましょう、生活習慣を見直そう、食習慣を改善しようなどを広報してまいりました。また、主に元気モリモリ体操の参加者に配布している健康だよりでは、夏場には熱中症の予防について、冬場にはヒートショックに気をつけようなどの保健指導、生活習慣病予防のためのレシピの紹介、元気モリモリ体操やストレッチ体操の紹介などを行ってまいりました。さらに、フェイスブックでも減塩など、生活習慣病予防のレシピの紹介を行ってまいりました。今後は、「広報ながとろ」の健康・福祉・介護のひろばの中で、家庭で取り組める体操の紹介などを行ってまいります。さらに、ふれ愛ベース長瀬の利用者や子育て支援アプリの利用者にも健康だよりの配布を行ってまいります。

次に、（4）、他の自治体で効果のあった事業を採用する考えについてお答えします。

厚生労働省では、令和3年度に全国市町村の健康増進事業の好事例、20例を公表しております。我が長瀬町の元気モリモリ体操の取組も好事例として紹介されております。町ではこれまで他の好事例19例に限ることなく、常に情報収集して、効果があると思われる事業を積極的に取り入れてまいりました。インターバル速歩は、新聞やテレビから情報を得て令和4年度から事業を開始いたしました。埼玉県内では初めての取組でした。サーキットシェアトレーニング講習会は、介護予防事業を担当している健康運動指導士の先生から紹介いただき、令和5年度から事業を開始いたしました。今後も各事業の効果検証を行なながら、他の自治体で効果のあった事業の情報なども参考にしつつ、長瀬町に合った健康増進事業に取り組んでまいります。

次に、（5）、町が実施するフレイル予防事業と数値目標についてお答えいたします。

フレイルとは、高齢者に多く見られ、高齢期の生活機能や生活の質を低下させる症状・病態の一つで、

虚弱と訳されています。要介護にならない水際作戦が、介護予防事業で虚弱から健康に戻す、言い換れば虚弱にならないようにするのがフレイル予防事業と言えるかと思います。厚生労働省は、フレイル予防の3つのポイントとして、栄養、運動と社会参加を挙げています。これは、町で行っている健康増進事業に通じるもので。したがって、町では殊、フレイル予防と銘打って事業を行うのではなく、フレイル予防の視点を踏まえて、健康増進事業に取り組んでいるところでございます。健康増進事業の数値目標の達成に向けて様々な事業に積極的に取り組むことで、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるよう取り組んでまいります。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 具体的にいろいろと取り組んでいただいているからこそその回答で、本当に安心して住みやすく、住んでいける町になりつつあるなというのを感じるところであります。さらにご努力いただいて、町民の健康増進を図っていただきたいというふうなことを思います。その中で、ちょっとだけお聞きしたいのですけれども、表彰を受けたりしているのは、優秀賞は5市町村というふうに聞いていますけれども、そのような方はよその市町村も大体常連的な状態でいるのか、長瀬ももう常連になりつつあるところなのでしょうけれども、そういうふうなことと、あと、よその自治体で取り組んでいて、どうしても長瀬はちょっと予算的に難しいかなというのがあるけれども、これからぜひ取り組んでみたい、取り組んでほしいなというような事業がありましたら、お答えいただけたらと思うところであります。とにかくいろいろなことで積極的にいろんなものを取り入れて、さらに健康増進を図り、また医療費の削減を図っていくという目標にもなりますので、その辺のところについて、もう一度お聞かせいただけたらと思います。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

健康長寿の表彰に関してですけれども、優秀町村は5市町村、表彰されております。やはりこれは常連のところが入っておりまして、長瀬町も入らせていただいてからは継続して受賞のほうをさせていただきました。やっている事業としては、それほど変わった事業ではありませんが、事業の分析をきちんとしていたりというところが表彰の加点になっているかと思いますので、同じようなところが入賞をされているような状況でございました。

それと、他の町村の取組の中で参考にしていきたいということですけれども、先ほどの答弁の中に、厚生労働省に好事例ということで載っているということで、市町村では14町村の好事例が載っていました。その中を見てみると、長瀬町と同様の取組をしているものもありますけれども、取り組んでみて、やってみたいなものについては、やはり行政の中だけでやっていると、どうしても内容とかがマンネリ化してしまうものもありますので、官民連携等で行って、データ分析までしっかりしながら事業を行えると一番いいのかなというふうに感じております。今まで大学との連携はしてきた経緯はございますが、今年度はまだそういったことはありませんので、今後またそういった大学との連携の中で事業を進めしていくと、さらに工夫した事業ができるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） それぞれお答えいただきありがとうございました。最近の新聞でサプリメントを配布することによって、いろいろと健康であったり、また、例えば葉酸というサプリメントを配布して、子供の育成に、妊娠期からいいような取組を始めたところもあるということ。これは確かに費用も伴うもの

ですから、これからもし参考にしていただく中で、よければいろいろと予算化も考えていただくとか何かしながら、取り組んでもらえたらよりいいのかなということに気がついていたのですけれども、質問というよりもお願い、提案でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。以上、サプリメントの活用なんかもまた一つに考えていただきたいというところでございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（関口雅敬君） 次に、2番、板谷定美君の質問を許します。

2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 前議会に引き続き小中一貫教育について、教育長にお伺いいたします。

3月議会において、小中一貫教育の質問をしたところ、児童生徒の充実した学校生活を第一に考えると答弁をいただきました。このことについて、次の点について改めてお伺いいたします。

1、検討委員会を傍聴させていただいたが、校舎建て替えの議題が中心となっており、教育の本質の部分が後回しになっている感じを受けたが、どのようにになっているのかお伺いいたします。

2、小中一貫教育の導入を進めるに当たりコンサルを入れているが、必要な措置なのか。また、入れたことによるメリットはどのようなことがあったのかお伺いします。

3、児童生徒が今後さらに減少するのは理解しているが、小中一貫教育は長瀬町に必要なのか検討したのか、よろしく質問いたします。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

小中一貫教育については、長瀬町学校のあり方検討委員会からの答申を受け、令和4年6月に長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画を策定し、後期計画として、小中一貫教育に向けた施設の検討をすることとされております。このため、小中一貫教育の施設及び整備等に関する事項及びその他小中一貫教育の推進に関する事項について、協議、答申することを所掌事務として、長瀬町小中一貫教育検討委員会を設置し、検討を行っているところでございます。

初めに、検討委員会を傍聴させていただいたが、校舎建て替えの議論が中心となっており、教育の本質の部分が後回しになっている感じを受けたが、どのようにになっているのかについてでございますが、検討委員会を昨年度は4回開催し、アンケート調査方法の検討及び調査結果の報告、学校施設の劣化状況調査の報告、小中一貫教育の実施形態の協議、ワークショップにおける検討結果の報告、中間報告書の取りまとめ等を行いました。検討委員会では、長瀬町における小中一貫教育の方向性として、長瀬らしさがキーワードとなるのではないかとの意見が出されました。今後的小中一貫教育の検討における大きなテーマになるとともに、長瀬町において小中一貫教育を実施するに当たり、重要な視点になるのではないかと考えております。検討委員会におきましては、小中一貫教育校の施設についてだけではなく、長瀬町における小中一貫教育の方向性や実施方法、課題などについても協議をさせていただいているところでございます。

次に、小中一貫教育の導入を進めるに当たりコンサルを入れているが、必要な措置なのか、また入れたことによるメリットはどのようなことがあったのかについてでございますが、今年度も昨年度に引き続き小中一貫教育基本構想・基本計画策定支援業務について委託契約を締結しております。長瀬町立小中学校

適正規模・適正配置基本方針及び基本計画の後期計画において、小中一貫教育の実施に向けた施設の検討をすることとされており、検討に際して専門的かつ技術的な知見が必要となることから、専門業者への業務委託は必要不可欠であると考えております。

次に、児童生徒が今後さらに減少するのは理解しているが、小中一貫教育は長瀬町に必要なのかについてでございますが、令和2年7月から令和4年1月までの約1年半にわたり、長瀬町学校のあり方検討委員会において協議をいただいた上で、一定規模の児童生徒集団の中で多様な考えに触れ、切磋琢磨し合うことで心身の豊かさが育まれる教育環境が望ましい、このことから、小中一貫教育の導入を提言するとの答申をいただいたことは尊重すべきことと考えております。答申を受けて策定した長瀬町立小中学校適正規模・適正配置基本方針及び基本計画におきましても小学校統合後は小中連携をさらに強め、学力課題、児童間・生徒間のいじめ、不登校の低年齢化などの課題を改善し、9年間を一体的に捉えた教育活動である小中一貫教育に向けて取り組むこととしております。全国的に見ましても、令和元年度から令和6年度にかけて、小中一貫型小学校・中学校は約2倍、義務教育学校は約2.5倍となっており、小中一貫教育に取り組む学校が増加してきている状況でございます。これらの状況を鑑み、長瀬町においても小中一貫教育を実施していくことは必要であると考えております。長瀬町において、小中一貫教育を実施するに当たりどのように取り組んでいくことがふさわしいのか、検討委員会において引き続き協議、検討いただき、検討委員会から答申をいただいた後、町の方針及び計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） ただいまの教育長の答弁の中で、小中一貫ありきの答弁だったと思います。だけれども、極端なことを言って、小学校は小学校、中学校は中学校という生活の中で、今現在それも大切な一ページではないのかなというふうに私は感じます。何も無理して小学校と中学校を合わせて、授業形態が違うこと自体を取り組む必要性も考えられない。ただ、今教育長が答弁されたように、お互いの行き来で十分にそれは活用できるのではないかというふうには感じております。また、今回前半の答申を恐らく受けられたのだろうと思いますけれども、その中で、答申を受けられて、教育長としてその答申が実現可能なのかどうか、自分で本音でちょっと聞きたいなというふうに思っております。人任せにするのではなくて、自分ではこれは本当に可能なのかというふうに考えられたのかどうか、その辺りのご意見も伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 板谷議員の再質問にお答えいたします。

小中一貫校につきましては、いろんな形態があることは議員ご存じのとおりと考えております。まだ一体型がよろしいのか、並列型がよろしいのかということについても小中検討委員会の中で議論をしている最中でございますので、どのようになるかということについては、私からはまだ意見は申し上げられません。ただ、私としては小中一貫ありきではなく、小中一貫校を進めていく上のメリットという面も大変大きいかと考えております。授業形態の違いはございますが、これから少子化が進む中で、小学校はあと2年たつと全てが単級、つまり1クラスの学年、そして中学校もそれに引き続き単級、つまり中学校が全体で3学級、プラスアルファ特別支援学級、こちらのほうは考えておりますが、大変規模が小さくなっています。そのような中で、教師の確保といった面ででも非常に今苦労しているのも事実でございます。そういった中で、一つの摸索として私も勉強していく中で、小中一貫校で並列校の場合にはそれぞれ学校

が1校ずつというふうに考え、また一緒になった場合でも、一緒になった形であっても校長先生をお一人として、その分を教員に回すこともできる。また、それから義務教育学校という選択を取った場合には、それぞれ小学校と中学校が合わさったものと考えて、定数の減はないというふうに伺っております。そうなってまいりますと、非常にメリットというものが大きいのかなと思います。

例えば中学校の免許を持っている理科の先生が小学校の理科の授業を持つことは可能です。上位免許を持っている方は、中学校の免許を持っていれば小学校の授業を受け持つことは可能なのだと思います。こちらのほうは調べてありますので。また、小学校の先生が中学校の免許を持っている。例えば英語の免許を持っている方もかなり多いのですけれども、その場合には、いや、小学校の試験を受けて通ってきた者が中学校の授業をしてはならないのではないかというようなご意見もあるのですが、こちらのほうも県の人事課に問合せたところ何の問題もないと。免許を持ってさえすれば可能でございますという回答もございました。そういった中で、学校規模が小さくなっていく上で、小中一貫で同じような教育を進めながら、校長の方針、1人ないし2人で結構なのですけれども、方針が決まっていきさえすれば、一貫として長瀬町、長瀬らしさを持つ子供たちを育てていけるのではないか。そう考えてくるところにおいては答申を受け、私も勉強した結果、この小中一貫というのも、非常に大きな魅力のある教育形態であるというふうに理解しております。

ただ、この後どのような結果になっていくのかは、私は答申を受ける形になりますので、私の意見といふものは小中一貫検討委員会の中では申し上げることはございません。委員の先生方がそれぞれ自分で勉強をなさっていただいたり、今回視察にも行ってまいりました。そういった中から疑問点を話し合い、今後検討を進めていっていただけると考えておりますので、私といたしましてはどのような結果になっていくのか楽しみにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 2番、板谷定美君。

○2番（板谷定美君） 小中一貫教育に向けての教育長の意気込みはよく分かりました。ありがとうございます。ただ、前回いろいろ傍聴させてもらって、コンサルタントを入れてのことがすごく疑問に思っているのです。の人たちが何を活躍して何を求めてやっているのか。それが今回の小中一貫教育の中で必要だったのかどうかというのは本当に疑問に思っております。今回監査があったと思うのですけれども、その中では監査委員会の指摘とか、そういうことはなかったのかお伺いしたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 板谷議員の再々質問にお答えさせていただきます。

コンサルについてでございますが、いろんな面でこちらのほうも使わせていただいております。昨年度でございますが、将来児童生徒数の推計、学校施設の現状把握、アンケート調査、ワークショップの開催支援、学校支援設備における様々な検討や報告書の取りまとめなど、コンサルのほうでまとめていただきました。今年度はこれを踏まえ、検討委員会の意見を踏まえた学校の基本方針の取りまとめ、学校施設の必要諸室の検討、活用可能な国庫補助金の額を含む概算事業費の検討、基本構想・基本計画書の取りまとめなど委託をしているところでございます。いずれの項目にいたしましても、専門的かつ技術的な知見が必要となる内容でございます。当町の教育委員会の職員だけでは対応が困難なものでございます。専門の業者に委託することにより、後期の計画で規定されている小中一貫教育の実施に向けた施設の検討を効率よく進めることができるのでないかと考えております。

なお、業務委託に当たりましては、決して業者任せにするのではなく、検討委員会における協議内容を踏まえ、教育委員会事務局と委託業者との間で十分に協議を重ね、教育委員会事務局の指示に基づいて業務を遂行しているところでございます。

また、監査につきましては特に大きな問題はなかったというふうに報告を受けております。

以上でございます。

---

○議長（関口雅敬君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

○8番（大島瑠美子君） 健康こども課長にお伺いします。

はしかの予防接種の状況についてです。日本国内において、はしかの患者が増えている新聞報道がありましたが、はしかの流行を防ぐには定期接種の対象者の95%以上が2回は接種を完了することが重要とされているとのことです。町のはしかワクチンの接種状況について伺います。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員のはしかの予防接種の状況についてのご質問にお答えいたします。

我が国のはしか（麻疹）は平成19年、20年に10代から20代を中心に大きな流行が見られましたが、平成20年から5年間、中学1年相当及び高校3年相当の年代へのワクチン接種機会の創出を得て、患者数は激減しました。平成27年3月には質の高いサーベイランスの下で、12か月以上にわたり伝播がないこととして定義される排除の認定をWHO西太平洋地域事務局より受けました。しかし、最近はしかの感染事例が増加しております。県内でも感染事例が報告されています。埼玉県の公開データによれば、令和3年が1例、令和4年と5年はゼロだったところ、令和6年には8例発生しております。こうした状況から、はしかの流行は決して過去のものではないと考えます。はしかは感染力が強く、感染事例の増加には町としても注意が必要と考えております。国の麻疹に関する特定感染症予防指針によれば、はしかの発生予防の有効な対策は予防接種とされています。町のはしかの予防接種の状況ですが、生後1歳から2歳までの1回目の接種は令和6年度は100%、小学校就学前1年間の2回目の接種も100%の接種率でした。今後も他の予防接種も含め、必要な接種勧奨を行ってまいります。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） はしかが増えているということをお聞きしましたので、この質問をいたしました。はしかの予防接種にはインフルエンザとか何とか、合併を受けるという選択肢とか何とかというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

はしかとインフルエンザの予防接種が同時に受けられるかということでしょうか。はしかとインフルエンザの予防接種は一緒に受けられません。インフルエンザは、コロナワクチンとかは一緒に受けられるのですけれども、はしかについては、風疹とはしかは混合ワクチンになっておりますので、一緒に受けられることになりますけれども、インフルエンザについては一緒に受けられません。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） そうしますと、混合ワクチンなんかの中に入っているという話を聞いたのですけれども、それはないわけですよね。別にはしかのワクチンだけを受けなければ駄目だということですね。そうではない、違うかな。それをちょっとお聞きします。ちょっとでいいです。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

はしかのワクチンは単独ワクチンもありますが、通常ははしかと風疹の混合ワクチンを、先ほど答弁しました1回目の接種と2回目の接種、混合ワクチンを打つことになります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 大島君、次の質間に移ってください。

○8番（大島瑠美子君） 2に行きます。認知症対策について。いいですか。

○議長（関口雅敬君） はい。

○8番（大島瑠美子君） 認知症対策について、福祉介護課長にお聞きします。

認知症、認知症予備軍の方々が町内でも増えている感じを受けました。現在、町が把握している認知症及び認知症予備軍の該当者は何名いるのか伺います。難しいことですよね。

また、認知症の予防や進行を遅らせるために町が計画している事業や取り組んでいる事業について、状況を伺います。

○議長（関口雅敬君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 大島議員の認知症対策についてのご質問にお答えいたします。

認知症は早期に発見し、適切なケアをすることで、その人らしい生活を長く続けることができます。町では、高齢者等の方の要介護認定の申請を受けた際に、その方の主治医に意見書を求め、厚生労働省が示す判断基準により、認知症高齢者の日常生活自立度を評価していただいております。この評価は、軽度の順にランクIからランクMまで5段階があります。日常生活に支障を来すような症状・行動、意思疎通の困難さが多少見られるランクII以上の方を町では認知症高齢者として把握しております。令和7年4月1日現在、このランクII以上の方は243人おります。一方、本人や家族に認知機能が低下している自覚があるものの、日常生活には支障が出ておらず、物忘れが増えるなど記憶力が低下しているケースの方は、認知症と診断される一歩手前の状態の軽度認知障害、いわゆる認知症予備軍と言われております。この軽度認知障害、いわゆる認知症予備軍の町内における人数は把握できません。

なお、令和6年高齢社会白書によれば、軽度認知障害の有病率は65歳以上高齢者の15.5%とされております。したがいまして、長瀬町の高齢者人口から推計しますと、軽度認知障害、いわゆる認知症予備軍の方は400人程度はおられるのではないかとされるところです。

認知症は完全に予防することは困難ですが、栄養バランスのよい食事を取る、十分な睡眠を取る、適度な運動を行う、対人接触を増やす、知的行動を始める、耳の機能維持など、健康的な生活習慣を心がけることで、発症を遅らせたり、症状を軽くしたりする効果が期待できるとされています。そこで、町では栄養指導、元気モリモリ体操や足腰らくらく教室、通いの場づくりを目的とした移動販売や交流の場であるオレンジカフェの開催、脳トレドリルを用いた脳トレ学校などの事業を行っているところでございます。さらに、令和7年度には高齢者補聴器購入費助成事業も始めたところでございます。引き続き認知症の方を含む高齢者の介護予防、健康づくりに係る取組を推進してまいります。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 認知症というのについては、新聞なんかではよく施設に入れない、だから家で見ようというので、見ている人たちが、どっか行ってしまってそれからというので、随分新聞なんかでももう何万人ぐらいなくなってしまったというのを聞くのですけれども、長瀬町ではさっきのお話だと1人もいないということですね。家族からどっか行ってしまってという、役場のほうにいなくなってしまったのだからどうにかしてくれないという話は1個も来ていないということですね。だから、ゼロに近いということですね。お答えください。

○議長（関口雅敬君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

高齢者の行方不明者がいるかということだと思うのですけれども、実際行方不明になって見つからなくなってしまったということで、町が捜索に出たということは最近はないのですけれども、ただ徘徊しているような方が見受けられまして、地域の方から声をかけられて、警察のほうに通報が行ったケースですか、あとは認知症の方が出かけたのだけれども、家が分からなくなってしまって、地域の方に助けられて家に戻ったというケースなどはあります。そうしたことに対応するために昨年度からどこシル伝言版といいまして、徘徊する認知症の方を早期に発見する、そういうものを運用開始しまして、現在利用者が2名おります。QRコードを洋服ですか持ち物についておいて、そのQRコードを認知症の方を見つける方が読み取ることで家族の方に通報が行くという形のものを始めております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次に行きます。水難事故防止について、総務課長にお聞きします。

長瀬を流れる荒川は風光明媚でありますが、流れが複雑で、多くの水難事故が発生しております。夏に向け多くの観光客や町民が川へ行く機会が増えると思いますが、水難事故防止のために町が実施している対策について伺います。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） 大島議員の水難事故防止についてのご質問にお答えいたします。

町内を流れる荒川には国の名勝、天然記念物「長瀬」に代表される長い瀬の区間のほか、急流箇所も多くあり、変化に富んだ荒川の流れを求めて、今や多くのレジャー観光客の方に訪れていただいております。一方、これまでに多くの水難事故も発生しております。観光地長瀬の安心安全は極めて重要でございます。そこで、平成25年には長瀬町及び皆野町のほか、警察、消防、観光関係団体、県関係団体、教育機関で構成する長瀬・皆野地区荒川水難事故防止対策協議会を設立いたしました。設立後には直ちに荒川における水難事故を未然に防ぐための基本ルールとマナーを定め、河川利用者に周知、働きかけを行う水難事故防止共同宣言を発しました。この協議会では毎年、水難事故防止対策計画を定めております。この計画に基づき、関係機関が連携、協力して様々な水難事故防止活動を行っております。まず、協議会では、川で遊ぶときの7つのルールを記載したチラシを作成し、ライン下り、ラフティング、キャンプ場の利用者等に配布して、水難事故防止を呼びかけております。また、協議会では、危険箇所への看板やバリケードの設置、荒川ダム総合管理事務所等の警報設備からの注意放送も行っております。関係機関もそれぞれ様々な水難事故防止活動を行っております。観光客への注意喚起として、舟下り連絡会及びラフティング業者協議会では水上から、観光協会では放送設備から、それぞれ注意喚起の呼びかけを行っております。毎年6

月には警察、消防、舟下り業者、ラフティング業者、町、秩父県土整備事務所が参加する官民合同水難救助訓練を行っているほか、警察、消防は毎年それぞれ水難救助訓練を行っております。令和7年度にも7月中旬には長瀬・皆野地区荒川水難事故防止対策協議会を開催し、令和7年度の水難事故防止対策計画を定める予定であります。水の事故ゼロを目指して関係機関と連携協力し、水難事故防止に取り組んでまいります。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 水難で事故があったときに聞くのに、いつでも町外の人かい、町内の人かい、観光客かいというので、みんな観光客だとか、キャンプに来た人が入っていってというので、では今言ってくれたように、町内の方についてはいろいろ防止とか何かということでよく聞いて、事故が起きていないのですけれども、来た人にはもうどうしようもないということになりますね。それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

町外から来た観光客の方への周知ということですが、先ほども申しましたとおり、キャンプ場では注意喚起のチラシをお配りし、利用者にも配布しております。また、キャンプ場の管理者から以前にお話を聞いたところですと、キャンプ場にいらっしゃった方には、事前の注意事項の一つとして、川で泳がないようしてくれというような署名をもらっていたりですとか、万が一川に入る場合には水遊び程度、また泳ぐ場合はライフジャケットを着用するよう指導しているというふうにお話は聞いております。また、昨年の協議会の中で話が出たのですが、事故を起こす方、最近はインバウンドの関係で外国人の方も多くなっているということですので、英語表記ですとか、中国語表記等のチラシ等も何か検討しているというようなお話を聞いております。

以上でございます。

[「分かりました。終わりです」と言う人あり]

○議長（関口雅敬君） ご苦労さまでした。

以上で通告のあった一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（関口雅敬君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第26号から議案第29号までの4件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

個々の議案に対する提案理由、内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



## ◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第5、議案第26号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君）　議案第26号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

人事院規則の改正に伴い、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により同様の措置を講じたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（関口雅敬君）　議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君）　それでは、議案第26号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

職員またはその配偶者が妊娠または出産したこと等を申し出たときに、育児休業に関する制度の周知、請求の意向確認等をするための面談をするなどの措置を講じなければなりません。その際に、子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるよう支援するため、両立支援制度の周知をするなどの措置を講じるよう所要の改正を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料、議案第26号新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。左側が現行で、右側が改正案となります。改正箇所は下線部分になります。

まず、第15条の規定でございますが、条文中に引用しています第19条の2第1項が条例の一部改正により繰り下がって、第19条の3第1項となったことに伴い、字句を改めるものでございます。

次に、第19条の2を追加する改正ですが、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の措置を講ずるための規定を設けたものでございます。

まず、同条第1項では、職員またはその配偶者が妊娠または出産したこと等を申し出た際に行う育児休業に関する制度の周知、請求の意向確認等のための面談をする際に講じなければならない措置を各号に列記しております。

同項第1号では、出生時両立支援制度等の周知の措置、第2号では、出生時両立支援制度等の請求等の意向確認をするための措置、第3号では、子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向確認のための措置を規定してございます。

新旧対照表の2ページ目を御覧ください。同条第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対して講じなければならない措置を各号に列記しております。

同項第1号では、育児期両立支援制度等の周知の措置、第2号では、育児期両立支援制度等の請求等の意向確認をするための措置、第3号では、3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する職員の家庭

状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向確認のための措置を規定してございます。

次に、第3項ですが、第1項第3号、または第2項第3号の規定により、意向を確認した事項については、その意向を配慮しなければならない旨を規定してございます。

次に、第19条の3の規定は、第19条の2が追加されたことに伴い、条を繰り下げたものでございます。条文中の請求等の略称規定が前条に規定されたことにより、字句を改めるものでございます。

新旧対照表の3ページ目を御覧ください。第19条の4の規定は、先ほどと同じく第19条の2が追加されたことに伴い、条を繰り下げたものでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。

議案書裏面の附則を御覧ください。まず、附則の第1条は、施行期日を定めたものでございます。この条例は、令和7年10月1日から施行し、附則第2条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

次に、附則第2条は、経過措置を定めたものでございます。この条例の施行の日前であっても、改正後の第19条の2第2項の規定の例により、同様の措置を講ずることができ、講じられた措置は、同項の規定により講じられたものとみなすものでございます。

以上で議案第26号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◇

### ◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第6、議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を

申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

現行制度上、1日に2時間の範囲で取得できる育児部分休業を第1号部分休業とし、1年に10日相当の時間数の範囲内で1日当たりの上限時間数なく取得できる部分休業を、新たに第2号部分休業として設けることに伴い、関連する条例の規定について改正等を行うものでございます。

なお、説明につきましては、お手元に配付してございます参考資料の議案第27号新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。左側が現行で、右側が改正案となります。改正箇所は下線部分になります。

第19条は、部分休業をすることができない職員を定める規定でございまして、対象外となる職員を人事院規則に定めるものと同様にするよう、字句の改正を行うものでございます。

次に、第20条の規定は、現行制度上、1日に2時間の範囲で30分単位で取得できる育児部分休業の承認について定めているものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、同法第19条第2項第1号に定義されている部分休業となることから、名称を第1号部分休業とするよう改めるものでございます。

新旧対照表の2ページから3ページを御覧ください。第20条の2から第20条の4までの規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、同法第19条第2項第2号に新たに設けられた第2号部分休業に関する承認期間、取得できる時間の範囲等を定めるものでございます。

まず、第20条の2の規定についてでございますが、第2号部分休業は、1時間を単位として取得できることなどを定めるものでございます。

次に、第20条の3及び第20条の4についてでございますが、第2号部分休業は、毎年4月1日から翌年3月31までの期間につき、常勤職員であれば10日相当の時間数である77時間30分の範囲内で、1日当たりの上限時間数なく取得できることなどを定めたものでございます。

次に、第20条の5の規定でございますが、第1号部分休業と第2号部分休業のいずれかを取得した場合、原則として取得する部分休業の種類を変更することができませんが、配偶者が負傷または疾病により入院したことなど、子の養育に著しい支障が生じると認める事情があれば、変更を認める旨を規定しているものでございます。

次に、第21条の規定ですが、こちらは部分休業をした場合に、勤務時間に応じて給与額を減額するための規定でございます。

この規定で定義している部分休業を、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する休業であることを明確にするための字句を追加するものでございます。

次に、第22条の規定は、部分休業の承認の取消し事由を定めているものでございます。

配偶者が負傷または疾病により入院したことなどにより、子の養育に著しい支障が生じると認める事情など、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第3項の条例で定める特別な事情により部分休業を変更した場合、その取得していた部分休業の承認を取り消すものでございます。

最後に、附則についてご説明申し上げます。

議案書2ページ目の下段のほうを御覧ください。まず、附則第1条は、施行期日を定めたものでございます。この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

次に、附則第2条は、経過措置を定めたものでございます。この条例の施行日から令和8年3月31日までの間に、第2号部分休業を請求する場合、1年につき77時間30分取得できるところを38時間45分とするなど、施行日からの期間に応じて半分にするものでございます。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

◇

---

◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第7、議案第28号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第28号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,208万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を41億1,161万5,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、議案第28号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ4,208万5,000円を追加いたしまして、総額を41億1,161万5,000円にするものでございます。

第2条は、第2表でご説明させていただきます。第2条の地方債補正につきまして、6ページ、7ページを御覧ください。第2表、地方債補正でございますが、防災対策事業債は、当初予算で実施する事業のうち、追加で起債対象となる事業があることから、増額するものでございます。その結果、補正対象の地方債の限度額を合計5億8,140万円から1,200万円を増額し、合計5億9,340万円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の12、13ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第2款地方譲与税、第3項森林環境譲与税、第1目森林環境譲与税、補正額36万6,000円は、県内市町村の配分見込額が増額となったことから、当初配分見込額との差額分を増額するものでございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金のうち、補正額1,072万2,000円は、低所得者支援及び定額減税補足給付（不足額給付）の支給に要する費用に対応するものでございます。また、補正額831万6,000円は、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業として、観光中心地周辺の渋滞緩和を図るため、駐車場整備等に要する費用に対応するものでございます。

第2目民生費国庫補助金のうち、補正額336万8,000円は、こども家庭センター開設に要する費用に対応するものでございます。

第3項国庫委託金、第1目総務費国庫委託金、補正額1,000万円は、総務省が実施する全国の自治体を対象とした大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクトに採択された場合に実施する事業に要する費用に対応するものでございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費県補助金、補正額102万9,000円は、物価高騰対策として保育所等への補助を実施する費用や、こども家庭支援センター開設に要する費用に対応するものでございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第7目商工費寄附金、補正額100万円は、飲料水メーカーが実施する全国の自治体を対象とした寄附活動交付金事業に長瀬町が採択されたことに伴い、交付金の受入れが確定したことから増額するものでございます。

第21款町債、第1項町債、第5目消防債、補正額1,200万円は、当初予算で実施する事業で、追加で起債対象となる事業があることから増額するものでございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額1,063万4,000円は、歳出額との超過額を財政調整基金からの繰入額で調整するため減額するものでございます。

14、15ページを御覧ください。第3目ふるさと長瀬応援基金繰入金、補正額559万1,000円は、非常備消防事業及び駐車場整備事業に充当するため増額するものでございます。

16、17ページを御覧ください。続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額82万1,000円は、7月に予定されております町長の交代に伴い、応接室に掲示する退任町長の写真作成及び新町長名の印鑑の作成等を行うため増額するものでございます。

第2項企画費、第1目企画総務費、補正額2,133万6,000円のうち、第12節委託料の補正額のうち925万円は、総務省が実施する大学等と地域が連携して取り組む地域解決課題プロジェクト、通称ふるさとミライカレッジモデル実証事業として、長瀬町と包括連携協定を締結する早稲田大学人間科学学術院と協働して地域課題を解決する取組を実施するため増額するものでございます。また、同じく補正額1,071万1,000円は、町営駐車場予定地の測量設計を実施するため増額するものでございます。

第3項徴税費、第2目賦課徴収費、補正額1,072万2,000円は、低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業として、令和6年確定申告等により、実際の所得額及び定額減税の実績額等が確定したことにより、本来給付すべき調整額給付金との不足額の追加給付を行うため増額するものでございます。

16ページから19ページにかけまして、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額542万6,000円のうち505万1,000円は、こども家庭センター設置のため、役場庁舎内に新たな相談スペースを整備するほか、子育て相談事業等で家庭訪問する際に活用する車両の配備のため、必要な費用を増額するものでございます。また、補正額37万5,000円は、光熱費や食材などの物価高騰に直面する町内の保育園、認定こども園、放課後児童クラブに対して、提供サービスの質を維持し続けられるよう補助金を交付するため増額するものでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第3目林道費、補正額36万6,000円は、森林環境譲与税配分見込額の増額に伴い、災害等不測の事態に対して、林道の応急修繕等に要する費用として増額するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第2目観光費、補正額119万8,000円のうち100万円は、飲料水メーカーからの寄附活動の使途として、船玉まつり実行委員会への補助金を増額するものでございます。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、補正額23万5,000円は、火災現場において消火活動の必要性から、消火ホースの逆延長をする際等に必要となる仲介用媒介金具を配備するための費用として増額するものでございます。

20、21ページを御覧ください。第10款教育費、第5項社会教育費、第3目文化財費、補正額169万2,000円のうち11万9,000円は、旧新井家住宅に設置する自動火災報知設備感知器で誤報が発生したことから、これを交換するための費用として増額するものでございます。また、補正額157万3,000円は、郷土資料館玄関屋根で雨水が原因と考えられる剥落及び染みが発生していることから、玄関屋根を修繕するための費用として増額するものでございます。

以上で議案第28号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時30分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を始めます。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、何点か質疑させていただきます。

まず、ページはいいですかね。補正予算少ないので。

○議長（関口雅敬君） はい。

○5番（村田徹也君） 情報系システムの事業で46万6,000円、予算計上漏れというふうなことなのですが、大変失礼のですけれども、これではあまりにも拙速ではありませんかということで、これ額が46万6,000円だからということではなくて、予算全体の信憑性が薄れてしまうということにもつながりかねません。この経緯についてお尋ねしたいと思います。

それから、ふるさとミライカレッジ事業、これについて。この実証事件については、狭義な取組または広義な取組、どちらでしょうか。このことについてお伺いします。

それからもう一点、これについて。主にこの事業は大学生等の移住や関係人口としての地域づくりとの関わり、2つ目が若者にとって魅力的な地域づくり、3つ目が具体的な地域の課題解決、この3つを目的とするものであるということなのですが、これには全てを網羅したものなのか、それともある程度焦点を絞って取組をお願いするものなのかということについてお伺いします。

それから、駐車場の測量設計について、1,071万1,000円というふうなことなのですが、当初これは町長が土のまま利用というふうなことで言わされたと思うのです。浦山ダムの埋立てダムの土を持ってきてあそこを利用するというお話をいたしました。これが土だとへこむとか、土だと石が飛ぶと、こんなことは当たり前、もう当初から見込まれたことなので、1回工事をしましたよね。あれも工事費が幾らだか私は調べていないのですが、あれは三百何万だか400万ぐらいかかったのではないのかなと思うのですけれども、それをまた新たに測量設計で1,000万と。ということは、これ事業費が当然乗ってくるわけですから、あそこを駐車場としてアスファルトを敷くと、それであそこに機械を設置するとか、または人員で駐車をするとか、整理をする人を置くとか、そんなふうなことになってくるのではないかと思うのですが、これはバスだけに限定した駐車場ではなくて、乗用車も置くようにするのか。当初とはちょっと変わってきてもそれは構いませんが。それからその機械をやるのかどうか。最初の工事が無駄になってしまったのではないかと、この変わったということについて。

次に、こども家庭センター事業について、役場内のどこに設置するのでしょうかということ、それから相談員の方というのはどなたを充足する予定なのかと。それから、当然事業をやるのですから、週当たり来庁者の見込み数について、これは週ではなくて月でもいいですよ。1日当たりでもいいです。この見込みについて担当課のほうにお伺いしたいと思います。

それから、ふれ愛ベースのほうにもということなのですが、現在子育て支援センターとしての機能を果たしているわけですが、ここだけでは相談業務が足りないのかどうか。2か所に分かれてしまうという、この因果関係と言つたらいいか、そこの関係性。

ふれ愛ベースでは車を購入すると。これは家庭訪問に使用するというふうなお話をいたしましたが、今までは家庭訪問をやっていなかったのだけれども、新たに家庭訪問をするということなのかなと。前回の全協では車での送迎が必要と見込まれる人というふうな話もあったのですが、家庭訪問をしてということ、これもどのくらいを見込んでいるのか。

あと、この総額なのですけれども、153万5,000円と182万4,000円を足すと335万9,000円になるのですが、こちらの予算の概要を見てみると505万1,000円になっているのです。そうすると、ここに169万2,000円の差額が出てるので、あれ、この差額はどこに行っているのだろうと。

それから、これは質疑ではないのですが、飲料水メーカーが100万円を当町にと。当町にとってはあり

がたいことなのですが、この物価高騰の折、どこのメーカーとは聞きませんけれども、自動販売機では今190円ぐらいで売ったりしている。そんなとこでもうけを、住民が苦しんでいるところ、そこから取ったお金を町にという、何か矛盾しているような気がします。これは独り言と取ってください。

あと、旧新井家住宅と郷土資料館の維持管理ということで169万2,000円なのですが、特に郷土資料館の展示については、展示やイベントにもう少し工夫をしていかないと、無駄と言っては文化財の方に怒られます、そういう必要もあるのではないかなど。これは提言として。

あと、観光振興事業として観光振興計画を立てるというふうなことについて、これは8万8,000円ですけれども、こういう観光計画なんかについては、業務委託というのは全くしていないようですが、ほかの検討とかいうことに対しては大分業者委託が入っているのですが、この観光については入っていないと。どうしてなのだろうと。このことについてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、村田議員のご質疑に順次お答えをさせていただきます。

まず、埼玉県セキュリティクラウド負担金の計上漏れだというお話でございますけれども、こちらについては、経緯につきましては、昨年度中に埼玉県のほうから当該負担金の金額が示されておりましたが、企画財政課で関連する経費、セキュリティクラウドを含めたシステム全般の経費を含め、当初予算に計上する際、確認不足のため負担金の計上が漏れていたものでございます。今後このようなことがないように内部での確認を十分行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、ふるさとミライカレッジに関するご質問でございますけれども、まずこのふるさとミライカレッジの事業でございますが、総務省は……

〔「内容はいい」と言う人あり〕

○企画財政課長（橋本明身君） 内容はよろしいですか。町の事業でございますけれども、長瀬町は、岩畳をはじめとして多くの方に観光に訪れていただいております。その中には若者の姿もありまして、交流人口を創出する高いポテンシャルがあると考えております。その一方で、近隣の自治体、例えば横瀬町や皆野町、寄居町などと比較して、若者を中心とした町外からの人材が関係人口として町に集まるための制度や環境といった部分がもう一步の状況であるというふうに課題と考えております。そのため、早稲田大学人間科学学術院の学生らと協働しまして、フィールドワークとして、例えば先日の岩畠リフレッシュ大作戦に参加された町民の方ですとか、若手事業者らへのヒアリング等を行います。ヒアリング結果や学生同士の議論を基に町外から若者が集まり、関係人口を創出していくために必要な施策を学生たちが若者、外者目線で考えて町へ提言していただくという事業を検討しております。

また、総務省のほうもこの事業の効果の目標として、地域、学生、地方自治体、大学の四方よしの取組を目指すというふうにされております。そういった部分におきましては、町外から若者が集まり、関係人口を創出するという点ですとか、早稲田大学と協働してフィールドワークを実施するという点、最終的には若者、外者目線で考えて町へ提言していただくという点から、全て特定の分野に焦点を置いてかというところはなかなか難しいところではございますけれども、そのような事業を現在計画しているということで、お答えとさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 村田議員の駐車場の整備工事の測量設計業務委託のご質疑にお答えさせていた

だきたいと思います。

質疑のほうは4つあったかと思うのですが、まず当初は土砂のダムを埋立てしまして、そのまま利用される計画だったのではないかというような内容だったかと思うのですが、こちらにつきましては、ダムの土砂の搬入に当たりまして、ダムと協議を進めた結果、進入路の構築、側溝の整備などの基盤整備については町で行うこととなった次第でございます。また、地元説明会を開催させていただいているのですが、そちらのほうで町道の拡幅の要望や駐車場の騒音に対する心配ですとか、排ガスの心配をする意見をいただいたところでございます。ほかにも駐車場を経営する業者からの聞き取りをした結果、粉じんや飛び石トラブルの懸念をする意見がございました。また、観光の混雑時の駐車場不足や雑草対策の課題もございます。これらを総合的に検討させていただいた結果、このままダムの土砂を埋め立ててそのまま利用するということではなく、しっかりと駐車場を整備する必要があるというような考えに至った次第でございます。

続きまして、大型バス専用の駐車場ということなのかということでございますが、こちらは大型バスを中心とした駐車場を想定しておりますが、どのような車両を対象とした駐車場とするかにつきましては、この設計業務の中で検討させていただければと考えております。

あと、昨年度に工事を実施しておりますが、そちらが無駄になるのではないかということでございますが、昨年度に実施させていただいた工事の内容につきましては、ダムの土砂を搬入するために、まず農業用ハウスの解体工事をさせていただいたものでございます。あと、搬入後に搬入した土砂の転圧ですか、地元説明会のときに、ダムの土砂を入れたことによりまして、駐車場敷地のほうから町道側に水が流れ込むことを心配するご意見もございましたので、素掘り側溝という形になりますが、町道と駐車場敷地の間に素掘りの側溝を設けさせていただいたり、あと町道長瀬21号線を簡易的に使いやすくするように拡幅のほうをさせていただいた工事となっておりますので、その工事については無駄にはならないと考えております。

あと、4つ目ですが、こちらは運営の方法になると思うのですけれども、人員を配置するのか、機械等の整備をするのかということでございますけれども、こちらにつきましては、運営の方法につきましては、徴収業務を委託するとか、指定管理制度による駐車場の運営等、様々考えられると思うのですが、こちらの具体的な運営方法につきましては、今後検討させていただいて決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 村田議員のご質疑にお答えいたします。

こども家庭センターの関係は6点あったかと思います。まず、役場の庁舎内のどこに設置するのかというところでございますが、税務会計課の出納部門の裏手になりますけれども、現在空きスペースになっております。机と椅子は置いてあって、談話的なスペースとなっているのですけれども、そこをパーティションで区切りまして相談室としていきます。

2番目の相談員の充足をどのようにしていくのかということでございますが、相談員は現在の職員体制は変えません。現在、子育て相談や様々な相談に対応しているのは保健師と社会福祉主事の資格があります虐待の対応等に対応している職員、そしてふれ愛ベースのほうにいます保育士の資格を持つ子ども家庭支援員等で相談を行っていきますので、増やしていくという予定はございません。

3番目になりますが、事業の見込みということですが、子育て支援事業に関しては現在と同じように実

施していくので、毎週火曜日には遊びの教室等を実施しております。そして、その他講座として子育て講座や親学講座を行っていきますので、見込みについては人数的にはちょっとお答えしにくいでけれども、事業のほうは同様に行っていきます。

4番目は、ふれ愛ベース等の健康こども課との兼ね合いということになるかと思いますが、今回こども家庭センターは、令和4年に児童福祉法の一部改正ということで、市町村が設置に努めるというふうにされております。子育て支援センター、今ふれ愛ベースに拠点を置いてあります。拠点の考え方を変えず、妊産婦から現在は子育て世代や保育園や幼稚園児の保護者の方、家庭の支援を幅広く行っているわけなのですけれども、またさらに小中学生や幼稚園児の家庭の方にも幅広く相談に対応していきなさいということで言われております。支援が必要な家庭にはサポートプランの作成をしたり、支援機関につないでいくような役割も今後担っていくということになります。事業は変わらずにということなのですけれども、相談業務の範囲が広がっていくというふうに考えております。

5番目について、車の購入についてでございますが、家庭訪問は現在も行っています。妊婦さんの訪問、そして赤ちゃん訪問、妊婦さんには出産の前に1回、赤ちゃん訪問はお一人のお子さんに対し2回訪問をしています。その他、発達支援等で家庭の訪問が必要な方には家庭訪問をしたり、あとは経済的に困窮している家庭に対して食料の配布をするような家庭訪問も行っています。数的には、年間の数はちょっと出ないのでけれども、ケースの件数からいくと、子育て相談の件数が大体20ケースぐらいあります。そのほか保健師が発達支援等で訪問しているケースは24ケースほどあります。その他、虐待等、要援護高齢者の対象の家庭に対しては22家庭ほどありますので、その家庭にもありますが、定期的に訪問しているお家もあれば、お家の様子を見に行くこともありますので、数は出ませんけれども、そのあたりの件数を受け持ながら、訪問活動のほうを行っています。送迎ということではなく、家庭訪問を行っています。現在の車が大分出動回数が多くて、エアコン等の効きが悪くなっていますので、車を新たに購入するということになります。

最後、6番目、505万円の総額がちょっと違うのではないかということになりますけれども、補正予算書の16ページ、17ページから18ページ、19ページまでになりますが、第3款民生費の第2項第1目児童福祉費の補正額が542万6,000円となっております。この金額から18節の負担金、補助及び交付金の保育所等物価高騰対策補助金の37万5,000円を引いていただきますと505万になるかと思いますので、この17ページの需用費の消耗品費から、次の19ページの26節の公課費の自動車重量税までがこども家庭センターの今回の整備の費用となります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の質問についてお答えさせていただきます。

観光振興計画について業務委託していないかどうかという質問だったと思うのですが、今回は昨年度、中間見直しを進めていた観光振興計画について今年度も引き続き、3月の議会で現町長が退任する意向ということが判明したため、新町長の意向も踏まえての見直しをしたほうがよいと判断をさせていただいた結果、今年度も見直しを進めるという形になりました。そのため、今回予算計上させていただいております。昨年からの見直しについては、中間見直しということで職員ができるだけ対応しようということで進めていましたので、今回もそのまま委託をせず、職員で何とか対応していこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） 村田議員からの質疑にお答えしたいと思います。

郷土資料館の展示を工夫したほうがいいということでのご提言だったかなというふうに思います。昨年度のお話になりますけれども、「“絵はがき”から見る長瀬の昔と今」というような特別展の開催もさせていただいたところでございます。また、このあたりにつきましては、文化財保護審議委員会の委員の皆様と協議をさせていただきながら、魅力あるものに工夫をさせていただいて、取り組ませていただければなと考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、情報系システムの事業に落ちがあったというふうなことについては、答弁いただきましたので分かりました。今後そういうことがないようにということですので、お願いしたいと思います。

ふるさとミライカレッジ事業については、例えばこれは政府のほうでやっているのは狭義と広義で分かれていて、狭義のものは参与観察と聞き取り調査に限定されるというふうなことになっています。広義の場合は、現地でのアンケート調査や文書資料の分析など、現場で行うあらゆる調査活動が含まれますということですので、先ほど答弁なかったですけれども、広義なものということを受け止めるのでいいわけですね。

それでは、このものについては、先ほど私3点読み上げたのだけれども、その中を若者を中心にしてもっと活性化するような形で提言というのか、またもらっていくということですね。では、どんなものが出来たというのは当然お示しいただけるわけですね。そうでないと何をやったのだから分からなくなりますので、その点よろしくお願ひします。

駐車場についてはちょっと納得できないと。これについて、まず機械を設けて、その機械でやるかどうかまだ決まっていないような、委託をするかどうかと。これは1回聞いた話なのですけれども、これは観光協会に振られたと。観光協会ではそんなのできないよという話を返したという話も伺っております。もうこんなのは機械を設置してと決まっているではないですか。これも業者に測量設計してもらって云々ということよりも、そのほうが長期的に見れば維持コストがかからないと思いますので、そういう点は町主導で決めて、こういうふうにやるのだというのを出してやっていったほうが測量設計代も安くなるだろうし、安くなるか分からぬけれども、そういう気がしますから、その点についてもう一回。

あと、こういうふうなことをやるのについて残土を入れたと、あそこ改修工事を昨年度やったと、これ分かります。それで土を入れたと。ただ、そもそも出発点から変わるということがちょっと理解できないのです。あそこを駐車場にするといった場合に、明らかにやるのであつたら舗装ありきでやってしまったほうが、一般的に我々が見て、どうせ舗装するのなら、最初は土ですよ、今度は変更してアスファルト舗装ですよということよりもちょっと見通しが甘いのではないかということについて再度伺います。

それから、ちょっと聞き忘れましたが、有料ですよね。無料駐車場ではないですよね。そのところについて。

旧新井家住宅と郷土資料館については、今までずっと流れで来ていたのだけれども、やはり多少なり

とのイベントをやって、町民もそこに来ると。なかなかあそこへ町民は行かないところ、1回行けばもういいやというところになっているのですが、何かイベントをやって、それでちょっと人を集めてみて、こういうものがあるのかというふうなことでやっていかないと、今そのままの状況では、あくまでもこれは文化財としての郷土資料館でしょうから、そういうのも含めた、脱穀機を使ってやってみるとか、子供なんかそういう経験ないですよね。こんなふうにしてやっていたのだと、そんなふうに発想を変えていただくのがいいのではないかなど。ぜひそういうふうにせっかくのところを有効活用していただきたいと。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 村田議員の再々質疑につきまして、駐車場の運営方式についてのご質問にお答えをさせていただきます。

駐車場の運営方式については様々ございます。例えば直営方式。この直営方式の中には有料での方法もございますし、無料の方法もございます。また、徴収業務を委託するという方式もございます。典型的なのは三峯の駐車場の方式、これが徴収業務の委託だらうと思います。それから、指定管理の方式もございます。それから、プロポーザル等を利用した行政財産使用という形の方式も考えられるのではないかと思います。様々な方式がある中で、今回駐車場の整備業務につきまして設計委託を行いますので、この中、あるいはこれと並行して、どんな駐車場の運営方式がいいのか、町内部でも検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、駐車場についてはまだどんな管理をするかということが決定しているのではなくて、測量設計の中にそれも含めてというふうなことで、プロポーザルでもしかしたら事業者を募って、その事業者はそこをやるという可能性もあるということですね。

有料か無料かについては、これからあそこを設計だけではなくてお金をかけるのだから、これは有料でやっていかないと、町のお金の持ち出しになるということなので、ぜひ有料で検討していただきと。そうでないと、例えばここは違いますが、ふるさと農園も頂いた土地だというふうなことで、ふるさと農園もやっていますが、まだまだあそこを使う人がいなくて、草刈りを要するに農業委員会さんが何か委託したりとかということでやっているのだけれども、やはり見込みというのは大切だと思うのです。あそこを駐車場にした場合に、これは分かり切っていることだけれども、大型バスだけあそこに入れると言って、平日1日何台あそこに大型バスが来るのだということを考えれば、当然大型バスだけでやったのでは、純利益というのはほとんど上がってこないのではないかということで、そういうことも含めて考えてやつていただきたいと。これ質疑になるかどうかと思いますが、ぜひそういう方向で進んでもらいたいと。

あと、再質問で言い忘れたのですが、子育て支援のほうについては、これ、ふれ愛ベースとは別にこども家庭センターを設置しなければいけないということでやるのかなと私は受け取ったのですけれども、そうした場合に分散化してしまうと。特に税務課の奥のところというと、何か選挙のときに不在者投票か何かで使ったところかなというイメージがあるのですが、あそこで何か話が漏れますね。さっき課長が言われたような相談業務だと、虐待とかそんなふうなことも含めてという相談をするということであるのだけれども、密閉された空間ではなくて話が外に出てしまうと。パーティションで仕切って、それっていいの。個人情報が漏えいしてしまうのではないですか、今の考え方のままやってもらったのでは。庁舎内を

やめて、ふれ愛ベースだけを中心にしてもう少し。ふれ愛ベースも相談する個室みたいのが確保できないような感じにはなっているのです。だから、多分役場のほうへということだと思うのですけれども、今子供の遊具が置いてあって、入ってきて右側の展示のところにありますね。あの辺だと仕切れば聞こえないのかなという気がするのですが、もう一度これ考え直すということも必要なではないかなというので、最終の質疑としたいと思います。もうこれ決定でそれで進んでいくのかどうか。

○議長（関口雅敬君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 村田議員の再々質疑につきましてお答えをさせていただきます。

駐車場につきましては、先ほどご答弁させていただいたのは様々な例があるという趣旨でご答弁させていただきましたので、趣旨がうまく伝わらなかった点につきましてはおわび申し上げます。そういった様々な方式がある中で、町の貴重な土地でございます。その活用の視点、そして民間等に駐車場の件をお願いする場合の民間業者の経営の視点、そういったものを総合的に勘案して、最も適切な運営方式をこれから検討させていただきたいと存じます。

それから、併せてこども家庭センターの相談室のご質問につきましても続けて答弁をさせていただきます。

町の空いているスペースにつきましてパーティションを設置してということでございますけれども、このパーティションにつきましては壁型のパーティションを想定しております。もちろん空調等の関係も考えて、上部は空間を設けることもございますけれども、その相談室の中で、外に相談内容が漏れないような配慮をしながら、この相談室のパーティションの設計をしていきたいと。あわせて、その隣にも活用されていない部屋がございますので、そちらにつきましても活用して、相談に応じていきたいというふうに考えております。

なお、ふれ愛ベースにつきましては、1室、相談がございますが、今回こども家庭センターの法令改正の中で、相談の範囲、それから相談内容が広がってくるということが想定されましたので、既存の空いているスペース等を有効に活用させていただいて、適切に相談業務等に応じさせていただきたいと考えているものでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑ありますか。

1番、鈴木日出男君。

○1番（鈴木日出男君） 1番、鈴木です。3点ほどお聞きします。

先ほど来ておりましたふるさとミライカレッジ事業につきまして、この事業は補正予算が通ってからですが、いつ頃からを予定しているのか。

また、この事業については、お尻のほうというか、最後、今年度末あるいは来年度末とか期間等があると思いますが、それはどのように考えているのかお聞きします。

また、19ページの先ほど出た保育所等物価高騰対策補助金37万5,000円ですが、補助金としては少額ですが、町内の保育園等にどのように利用をしてもらうかというのを考えているのかお聞きします。

最後、18、19ページの観光費の100万円、補助金についてです。船玉まつり実行委員会へ100万円ということですが、飲料品メーカーによる交付金ということですが、私のほうは具体的な企業名はどこなのか聞きたいたいと思います。駄目ならいいです。

また、この交付金については、いろいろ船玉まつりの警備とか施設のリース、または花火代に入れるか

どうか分かりませんけれども、これは観光協会のほうに全部お任せで補助金をやってしまうのか、または町としても幾らか指導したり、この100万円について把握しなければならないとは思いますが、どのように考えているのかお聞きします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） それでは、鈴木議員のふるさとミライカレッジに関するご質疑についてお答えをさせていただきます。

まず、事業をいつ頃スタートさせるのかというお話でございましたが、まず大前提としまして、この事業が採択された場合、国から10分の10の補助を受けられるものとなっておりますが、採択されるかどうかの結果が出るのが6月末というふうに聞いております。ですので、その採択結果をもちまして事業の実施をするかどうかというところのご判断をまずさせていただきたいというのが一つでございます。なお、採択されましたら、7月から本事業をスタートしたいと考えております。

また、期間ということでございますが、総務省の事業のスキームですと、2月までに事業をまずは完了させることというふうになっておりますので、それに合わせる形で、2月末には事業計画上、学生の皆様からの町への提言を最後にいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 健康こども課長。

○健康こども課長（福島陽子君） 鈴木議員の質疑についてお答えいたします。

今回の保育所等物価高騰対策の補助金についてでございますが、物価高騰に直面している町内の保育園2園、あと認定こども園1園、あと放課後児童クラブ、民間の放課後児童クラブになりますので、1クラブに対して補助金の交付を行います。

補助額の積算についてでございますが、県のほうから示されている補助単価に利用定員を掛けたものを交付額とします。その内容については、電気代、ガス代、あとは食材料費というのが積算の根拠になるのですけれども、保育園に関しては自園で給食をしておりますので、例えばなのですけれども、食材料費は1人2,500円になります、1人当たりで積算すると3,320円になります、ガス代等も入れて。それ掛ける利用定員になります。それを2園に補助金として出します。認定こども園に対しては、給食は自園調理をしていませんので、電気とガス料金ということで、そこを積算すると820円になりますけれども、それ掛ける利用定員ということになります。放課後児童クラブに対しては、電気代ということだけになりますので、金額のほうは大きくありませんが、補助金として交付するものです。金額の算定としては、こういった電気代、ガス代ということで算定をしておりますけれども、物価高騰に直面していても、サービスの質を落とさずにサービスを提供してくださいということで、運営費に充ててくださいということで交付をいたしますので、特に電気代に充ててくださいとか、そういうことではなく、運営費全体に充ててくださいということで交付をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、鈴木議員の質疑についてお答えさせていただきます。

まず1つ目、船玉まつり実行委員会補助金の寄附について具体的な企業名ということなのですが、現時点では企業名の公表はできかねます。その理由については、飲料品メーカーから対外的な発言については

現時点では控えていただきたいと要請があるためでございます。飲料品メーカーのほうで対外的な発信の計画を予定しており、情報解禁の詳細が決まりましたら、改めてご案内をさせていただきますと連絡を受けています。

また、補助金の使途については、今回の寄附金は、まつりを継続していくために頂ける寄附金となっており、人件費等の増加に対応するため、大会会場の運営保持である会場警備費、運営スタッフの経費、会場清掃費への充当を考えているところであります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに。

4番、岩田務君。

○4番（岩田務君） それでは、3点について伺わせていただきます。

13ページ、国庫補助金の企画総務費国庫補助金、地域におけるという831万6,000円、こちらについてはオーバーツーリズムの防止の関係で駐車場の整備に充てるというお話がありました。そして、次の15ページ、ふるさと長瀬応援基金繰入金も559万1,000円、こちらも駐車場の整備に充てるというようなお話だったかなと思うのですけれども、こちらを合わせると約1,390万円になります。聞き漏らしあるかもしれません、17ページの先ほどから話が出ている町営駐車場測量設計業務委託料、こちらは1,071万1,000円ということで、差額が約300万円となります、この分は何に使われるのかが1点。

そのまま、同じ町営駐車場測量設計業務委託料、こちらは高額で細かい数字がでていますけれども、競争入札は行う予定なのか。

もう一点が、その下の18負担金、埼玉県セキュリティクラウドの負担金、こちらについては埼玉県に支払うもののですけれども、負担金額は人口割か何かで計算されているのか。

以上、3点について伺います。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 岩田議員の質疑についてお答えさせていただきます。

私のほうからは、まず1点目の地域における受入環境整備促進事業補助金、あと、ふるさと長瀬応援基金繰入金の金額と、あと、町営駐車場測量設計業務委託料の1,071万1,000万円との金額が合わないということについてお答えさせていただきたいと思いますが、地域における受入環境整備促進事業補助金につきましては、3つの事業につきまして、補助金の活用を考えておりまして、まず、主なものにつきましては、駐車場の整備事業につきまして、内訳を申し上げますと、こちらに535万5,000円、それと19ページの観光費のQRガイドマップ事業委託料11万円につきまして、こちらのほうも地域における受入環境整備促進事業補助金を活用させていただいておりまして、こちらの5万5,000円、あともう一点が当初予算のほうで計上させていただいているのですが、こちらの第二小学校活用検討委員会の経費につきまして、この補助金を活用できるということで、そちらの事業費の2分の1につきまして、この補助金を充てさせていただいております。

ふるさと長瀬応援基金繰入金につきましても同様に、そちらの補助金を除いた一般財源の部分につきまして、寄附金からの繰入金を充てさせていただいているような状況でございます。

あと、もう一点、町営駐車場測量設計業務委託料の競争入札を実施するのかどうかということでございますが、こちらの事業につきましては、競争入札により事業のほうを実施することを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑ありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほど来、新たな駐車場のことで話題になっておりますけれども、あそこは実際駐車場としていつまでやっていくのか。ずっと駐車場以外に使えないのかということもあります。これから活用も考えた上でやっぱりやっていく必要もあるというふうに思いました。なので、いつまで駐車場としてやっていかなくてはいけないのか、民間活用を考えていくのか、また別のことを使えていいけるのか、そういう時期もやがて来るのかということもあります。それから、駐車場だけ近いうちにするだけでも、駐車場をするということはトイレ、水、下水、そういうふうなものも必要になってくるわけです。そういうふうなことは全然話題になっていないのですけれども、その辺も含めて設計していくのか。また、どっちみち負担金だの工事費だの、出てくることになってくると思うのです。その辺のことについてもこの設計の中に入っている状況なのか、これからまだまだ係がいろいろする事業になっていくのかというところになります。その辺をお聞きします。

○議長（関口雅敬君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 新井議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

駐車場予定地の土地につきましては、今回駐車場の整備に向けて測量設計業務を委託するものでございます。近い将来だか遠い将来だか分かりませんけれども、その先のことにつきましては、現時点では駐車場として使わせていただくように町のほうでは現在考えているところでございますので、ご了解賜りたいと存じます。

それから、トイレに関連してだと思いますが、水、下水等の関係につきましては、トイレにつきましては、はつらつパークのトイレを利用していただくことを現在は想定しているところでございます。したがって、水の関係、下水の関係の整備のところにつきましては、今のところは検討の範囲に入ってございません。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今お答えいただきました。この測量設計に関しては、あの広い部分全域をとにかく想定した費用であるわけですか。一遍にあそここのところも駐車場化しておくということであつたら、はつらつパークの駐車場というか、トイレではちょっと距離もあるし、大変厳しい状況なのかなとも思うのですけれども、その辺のところもこれから必要になってくるのではないかと思いますけれども。今度行く通路に近いところであれば、トイレ、下水、排水するにしても近いかもしれませんけれども、そこにある大きな広大な地所に多分水道一本引いていないと思うのです。そういうふうなこともありますので、これからいろいろもっともっと経費がかかってくる駐車場になってくるのではないかと思うので、よくよく検討していただきたいと思うところであります。トイレもう一度、あそこのはつらつパークだけで十分なのか、あの広い駐車場にいっぱいもし車が入つたらどうするのでしょうか、お願ひいたします。

○議長（関口雅敬君） 副町長。

○副町長（飯塚 寛君） 新井議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

現在のところは、繰り返しになりますけれども、はつらつパークのトイレの利用を想定してございます。広い敷地でございますけれども、長瀬駅前方面、また岩畠方面へ駐車場から行っていただく際には、はつ

らつパークへの道路方面へ行っていただくような動線を今考えているところでございまして、その動線途上にある駐車場を利用していくことを想定してございます。

また、足りるのかというご心配もいただきました。一応岩畠観光トイレもございますので、そちらの利用等も想定をしながら、現在のところはその2つのトイレを利用していただく、さらには長瀬駅前にもトイレがございますので、その3か所のトイレを利用していくことで対応させていただければと存じます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第8、議案第29号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第29号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

防災行政無線操作卓等更新工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第29号 工事請負契約の締結につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

現行の防災行政無線の親局は平成21年度に設置し、導入から15年が経過しております。このため、老朽化も目立ち、機器の部品調達なども難しくなってきており、近いうちには業者の保守も難しくなることから、今回子局なども合わせて全面的に更新工事を行うものでございます。

それでは、議案書をご御覧ください。

- 1、工事名、防災行政無線操作卓等更新工事。
- 2、施工箇所、埼玉県秩父郡長瀬町内。
- 3、履行期限、契約の日から令和8年3月17日までございます。
- 4、請負金額、2億9,564万7,000円、この額は消費税を含む金額でございます。
- 5、請負業者、埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目195の1、大宮ソラミチKÖZ 8階、株式会社関電工埼玉支店、常務執行役員支店長、竹内賢でございます。

令和7年5月21日に指名競争入札を執行し、最低の価格で応札した株式会社関電工を落札者として決定いたしました。

添付しました議案の参考資料を御覧ください。工事の概要としては、役場庁舎内にある親局設備の更新、風布地区にある再送信子局の更新、町内25か所の屋外拡声子局の更新などを行うものでございます。主な財源ですが、緊急防災・減災事業債を活用いたします。こちらは事業費の全額に充当することができ、元利償還金の70%が交付税措置されるものでございます。

参考資料の2枚目を御覧ください。この工事のシステム系統図となっております。

以上が工事請負契約の締結についての議案の内容でございます。

よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上で議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑がございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、主に2点ばかり。

まず、この請負業者、関電工さんということなのですが、これは関電工さんが直接工事をするのか、下請業者に出すのか、その点について伺います。

それからもう一点、主に入れるとあと2点あるのですが、安心・安全メール等も何か対応するというような話だったのですが、警察署から事件があったとか、そんなふうなことについても自動配信されるとかいうようなお話を聞いたような気がするのですが、そういうことが携帯にメールが入ってくるのかどうか。

あと、戸別受信機61基、今多分61軒で使っているのだと思うのです。これは何回も聞いた話なのですが、戸別受信機について、放送が入らないという事例があったと。役場へ電話したら、総務課から職員が来たと。職員が來たので、職員についてこれを質問したと。これは何ヘルツのを使っているのかと。そうしたら、いや、分かりませんという答えをしていたと。そんな者が来てもどうするのだというふうなことで、結局対応できなかったということもあったと。放送が入ったり入らなかったり、これは何か役場のほうでスイッチを入れ忘れたりしてというようなことがあったのかどうか、そこはよく分かりません。私の家は使っていませんので。だから、そういう事案はこの工事によって起こらないということは確証できるのかどうか、このことについてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） まず、関電工さんのほうが工事の施工をするのかというご質問かと思います。

下請につきましては、関係法令に基づき適正に対応されることが前提となってございます。本工事契約においても、契約書において下請に関する条項を設けており、原則として一括下請は禁止しているところでございます。また、発注者が一部を下請とする場合には必要な事項の通知を請求することとなっておりま

すので、適宜必要に応じて確認した上、了承することとなっておりますので、万が一下請に出す場合でも、品質の確保及び責任の所在については、契約上、業者が全面的に負う形となっておりますので、町としても適切に監督を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。今のところ、現時点では関電工さんより下請に出す予定はないというふうには聞いています。

続いて、2点目ですが、安心・安全メール等の連携についてでございますが、今回入替えになったことによりまして、今まで職員の声での入力だけだったのですが、今後は機械音声合成ができるという形になります。そのため、機械音声合成入力をするにはテキストデータといいますか、パソコンでの文字入力を行って音声合成をするという機能がついてございます。なので、その都度、文字のテキストデータの入力をそのまま安心・安全メールに連携して、防災無線に流したものと同じものが流せるという形になりますので、内容によるかとは思うのですけれども、安心・安全メールでお知らせすべき内容とかにつきましては、防災無線で流したと同時に、安心・安全メールと同時に流すというようなことはできるような形になってございます。

また、音声合成をすることによって、今まで職員の声質ですとか、そういったことによって聞き取りづらいとか、そういったこともあったと思うのですが、機械上で音声合成ができますので、音量の調整、音質の調整ですとか、そういったものもできるようになりますので、人間の声より聞きやすいように調整ができるという形の機能強化も図られている形になっております。ちなみにですが、音声合成につきましては、また男性の声のバージョン等もできるので、新しくなった段階でどういったほうが長瀬町にとって聞き取りやすいのか、その辺はまた検討させていただければと思います。また、放送速度やイントネーションとかの調整等もできるという形になりますので、より明瞭に聞き取りやすい放送にできるかなというふうに思ってございます。

あと、戸別受信機、参考資料に61局あるのですが、この戸別受信機につきましては、主に風布地区の方に配置してある戸別受信機のことでございまして、恐らく議員がおっしゃっている聞き取りづらいと言っているのは、コロナ禍に配備させていただいたまた別の戸別の受信機になります。今回は防災無線を更新するに合わせて、以前は風布地区ですとか、防災無線が聞き取りづらい地区だけに防災無線の更新工事と併せて配備をしていったものなのですけれども、こちらについてはアンテナ工事とかが必要になってくる戸別受信機になりますので、先ほど言ったとおり、防災無線が全然入らないというような地域だけに限定してお配りしていたものです。コロナ禍に配備した戸別受信機につきましては、今現在は欲しいという方であればどなたにでも配布をしているものでございます。先ほど申しましたとおり、そちらのコロナ禍でそろえた戸別受信機につきましては、防災無線で放送した音を再度飛ばして、また転送して受信をさせるというような機器になるので、どうしても声質が落ちる形になります。なのですけれども、今回は先ほど言ったとおり音声も明瞭化できる機能がついておりますので、人間の声でやっていたときよりは恐らく戸別受信機の声も聞き取りやすくなるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 1点だけ、戸別受信機について。コロナ禍に配布して、誰でも申込み、高齢者だったかな、戸別受信機をというふうなことなのですが、では今まで全然入らなかったというふうなことについては、手動で切替えしていたのですか。そうではなくて、飛んでいなかつたということか、とにかく役場の職員さんに来ていただいて、名前も聞いていますけれども、そんなこと出すことができないので、話

にならないというふうなことで憤慨されていたのです。ですから、そういう切替えができていなくて、個人の家庭に入っていたのかどうか。しばしばそういうことがあったということ、ちょっと私はその仕組みを分かっていないので、そういうスイッチを入れなければ送信できなかつたのかどうかというふうなことが分かっていないので、そのことについて。今回以降はそういうことはないということですね。また、そこについて再度。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員からの再質疑についてお答えさせていただきます。

コロナ禍で作成して配布させていただいた戸別受信機については、そもそも本体の防災行政無線とはまた別に作っているのですから、どうしても完全に生の放送がすぐ、さっき言ったように、一旦中継局に送つて再送信をするというような形を取っているのですから、どうしても音質が悪くなってしまうのです。それから、先ほど言ったとおり、そもそも本体の音質が今回の更新でよくなりますので、その部分については多少は改善をされるのではないかということでございます。

また、今コロナ禍でお配りさせていただいた戸別受信機につきましては、転送する局がこの役場の庁舎にあるアンテナからと、あとは第二小学校にあるアンテナからの2種類がございまして、地域によってどちらの、戸別受信機の設定自体が二小からの電波を拾うものと、役場からの電波を拾うものの2種類がございまして、お住まいの地域によってどちらがいいかというのを確認した上で配布はさせていただいているのですけれども、ただどうしても機械ですので限界がございますので、できる限り窓際のほうに置いていただきたい、例えば二小地域のほうであれば、二小に近いほうの窓際とかに置いていただかないと電波が届かないというところがございますので、そのご家庭の設置場所の問題もあるのではないかというふうに思っております。職員のほうの説明がちょっと足りなかつたところで、そこについては大変申し訳なかつたのですけれども、どうしても家の中で家の中心部とかに置かれてしまつたりとかすると、入りづらいという現象が起きるというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 再度、申し訳ないですけれども、私がそれを聞いたのは、障害をお持ちの方がその家庭の中にいらっしゃるのです。緊急なときにということで、とにかく入ってこないと。近さからいくと、当然役場から飛ばしたところだと思うのだけれども、そういうこともあるので、緊急なというか、届かないということではうまくないなというふうなことなので、もしもそういうことが発生した場合には、役場のほうで職員さんが行っても対応できなかつたというふうなことがないように、ぜひやって。今度は入るのではないのかと期待していますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、村田議員からの再質疑についてお答えさせていただきます。

先ほど言ったとおり、担当職員のほうには再度その辺の説明は周知徹底して、町民からの問合せがあつたときには、懇切丁寧にまたご説明させていただくようにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、障害のある方への情報配信ということなのですが、参考資料の2枚目を御覧いただいて、戸別受信機文字伝送出力型というものが見開きの資料の右下のほうにあるのですが、こちらは今回新たに導入させていただくものでございまして、こちらは先ほど言ったとおり、今後文字のテキストデータでの入力が

できる形になりますので、主に考えているのは聴覚障害の方への対応になるのですが、先ほど言ったテキストデータを打ったものがこの戸別受信機に同じ内容が表示されるという機器を今回新たに導入させていただいておりますので、万が一どうしてもということであれば、これは台数が限られているので、原則は聴覚障害の世帯とか、そういうのを限定にさせていただく予定で考えておるのですが、もしどうしても先ほど言った戸別受信機が聞き取りづらいとか、そういうことがあれば個別にご相談していただければ、またご検討できるかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑ありますか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 防災無線の工事が今よりはよくなるのだろうということは期待しますけれども、質問いたします。

防災無線に関しましては、非常にうるさいほどよく聞こえるところと、それから聞こえにくいところ、また聞こえにくい人というのがいるのが地域差であり、人の差があります。しばらく前には時間差放送というのをやっていたことがありました。これはエコー効果を防ぐというのか、何かそういうふうなことでやっていましたが、いつの間にかまたやらなくなってしまっています。その効果があったのか、なかったのかということもあります。それから、聞こえにくいところに届けるためにはどうしたらいいのかというと、やっぱりスピーカーの数が増えるのか、またはマイクだと全方位集音マイクみたいなのがありますけれども、全方位的なスピーカーというのがあるのか、そういうふうなものを活用されるのかということでお聞きします。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、新井議員のご質疑にお答えさせていただきます。

うるさいほど聞こえる、聞こえづらいという地域があるということは、こちらのほうもよくお話を聞いておりまして、今回更新させていただく機器を導入することによって、今までスピーカーがある子局のほうの音量調整、ハウリングが起きてしまうような音量調整につきましては、業者の方がスピーカーのある子局のほうに行って調整させていただかないとできないことがあって、なかなか調整がうまくいかなかつたということがございました。今回、親局を入替えさせていただきますと、役場から操作卓上で地区ごとに音量調整、どうしても山側のところなんかですと、ハウリングが多くなってしまったりすることであれば、少し音量を小さくしてみたりですとか、そういうこともできる機能がついておりますので、以前よりそういったハウリングによって聞こえづらいですとか、声が小さくて聞こえづらいとか、逆にうるさ過ぎるとか、そういうことについての細かい調整は適宜しやすくなるのかなというふうに思ってございます。

また、スピーカーの問題でございますが、スピーカーについては基本的には個数としては変わらないのですけれども、以前のものよりは、もう15年以上前のスピーカーがついておりますので、当然高性能のスピーカーとなっておりますので、今のスピーカーよりは高性能のものがつくという形になってございます。

また、時差放送についてなのですが、こちらについては今まで時差放送 자체もこちらの役場側の親局からあえて設定を変えてやらないと時差放送ができないという手間もあったりとかしたところで、なかなか使い勝手も悪くて、それほど時差放送しても逆に遠くのほうで聞こえていて、防災無線が聞こえていないよなんていう話が来てしまったりとかしたものですから、なかなかうまくいかなかつたのですけれども、この時差放送も新たな機械を入れることによって一括で時差放送の設定等もできるという形になっており

ますので、また改めて時差放送についても場合によっては聞き取りづらいとか、そういう地域があればすぐに対応できるような形になるかと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） いろいろと懸念すると切りがないのですけれども、期待して楽しみにしていたいと思います。ありがとうございました。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



### ◎発言の訂正

○議長（関口雅敬君） 先ほどの補正のところで、建設課長から訂正がございますので、ここで発言を許します。

建設課長。

○建設課長（村田和也君） 先ほどの補正予算の岩田議員のご質疑のところで、ふるさと長瀬応援基金繰入金の充て先につきまして、ちょっと誤りがございましたので、訂正させていただければと思います。

ふるさと長瀬応援基金の繰入金につきまして、先ほど補助金を充てます3つの事業の残りの一般財源の部分にというようなことを申し上げましたが、こちらの基金繰入金の充て先につきましては、申し訳ございません、補正予算書の17ページの町営駐車場測量設計業務委託料につきまして535万6,000円、あと18、19ページの非常備消防費の補正額23万5,000円とございますが、そちらにふるさと長瀬応援基金繰入金を充てさせていただいておりますので、訂正させていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。



### ◎議員派遣の件

○議長（関口雅敬君） 日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。

---

◇

---

#### ◎議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（関口雅敬君） 日程第10、議会運営委員会及び総務教育常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長及び総務教育常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。

---

◇

---

#### ◎字句の整理

○議長（関口雅敬君） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。

---

◇

---

#### ◎閉会について

○議長（関口雅敬君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。



### ◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君） 以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、条例の改正案、補正予算案、契約の議決案の合わせて4議案の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

私にとりましては、今回の議会が町長として最後の定例会となります。平成25年7月に町政をおあずかりして以来、町民の皆様、議会の皆様、そして関係各位の多大なるご支援とご協力の下、無事に任期を全うすることができますこと、誠に感謝の念に堪えません。ありがとうございました。今後は一町民として、変わらない愛着と誇りを持って、長瀬町を見守ってまいります。次代を担う皆様のご活躍と、町のさらなる発展を心から願っております。

最後になりますが、これまで共に歩んできた全ての皆様に深く感謝を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○議長（関口雅敬君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和7年第3回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月2日

議長 関口雅敬

副議長 大島瑠美子  
署名議員

署名議員 野口健二